

7 個人情報保護等への対応

(1) 個人情報の保護への対応

当協会は、「鳥取県個人情報保護条例」（平成 11 年鳥取県条例第 3 号）第 11 条第 4 項で準用する同条第 1 項から第 3 項までの規定を遵守します。さらに、鳥取県に準じた「鳥取県スポーツ協会個人情報保護規程」にそって、個人情報の取得管理について具体的に定めるとともに、定期的なチェック体制を整えています。

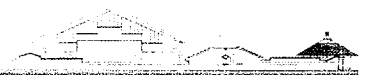
① 個人情報の保護方針と管理体制

当館において別段の定めをしている場合をのぞき、管理運営上取り扱うお客さま等の特定の個人を識別できる情報（以下「個人情報」という。）の収集、利用及び管理について、「鳥取県個人情報保護条例」に基づき適切に取り扱います。

また、「組織的対策」「人的な対策」「技術的な対策」「物理的な対策」によりお客さまの大切な個人情報を厳正に管理します。

個人情報保護方針

組織的管理	技術的管理
安全管理運営に関する組織体制の整備	アクセス者の識別と認証
データの取り扱い規定等の整備と運用	アクセス制御と権限管理
データの取り扱い状況を確認する手段の整備	外部からの不正アクセス等の防止
情報漏えい等に対する事故・違反への対処	不正ソフトウェア対策
取り扱い状況の把握と安全管理措置の評価・改善	データ送信・移送時のセキュリティ対策
人的管理	物理的管理
雇用・契約時の守秘義務契約の締結	入退館および入室管理
全職員への情報共有および周知	機器・電子媒体等の盗難防止
モラル向上施策（採用・教育・訓練等）	機器・装置等による保護
	個人情報の削除、機器・電子媒体等の廃棄



② 守秘義務の徹底

当館の管理運営において、守秘義務及び懲戒等に関する規定を含む就業規則等を制定し、常勤職員をはじめ、嘱託の常勤・非常勤職員を含む全職員を対象とした研修を実施します。また、マイナンバーについては、特定個人情報事務取扱担当者（作業責任者）を配置し、担当者のみ限定して取り扱います。

③ 個人情報保護推進への具体的な取り組み

当館では、個人情報保護に関する各種規定を遵守するほか、職員への研修や内部監査等による情報の適正管理や情報漏えい防止策を徹底し、個人情報保護方針の館内掲示や各種案内、HP等へ記載することにより県民へ広く周知します。

主な実施内容	1	年1回以上の内部監査、年1回 of 全職員研修及び理解度テストの実施等
	2	施錠可能な保管庫による盗難防止と入退館チェック表や警備委託による不正侵入と漏えい防止等
	3	シュレッダーによる廃棄、データの適正、確実な削除等

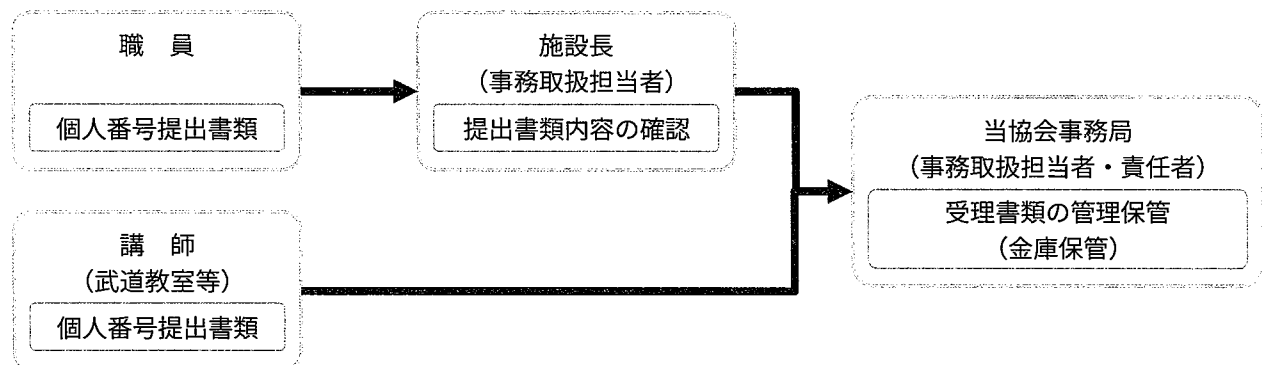
④ マイナンバーへの対応

マイナンバーへの対応は、当協会の特定個人情報を適正に取り扱うため、各種の法令に基づいて、平成27年10月から、住民票を有するすべての人にマイナンバー（個人番号）が通知されています。当館では館長をマイナンバーの責任者とし、個人情報保護のため、情報の流失がないように厳重に管理をしていきます。

「鳥取県スポーツ協会特定個人情報取扱規程」を制定し、遵守します。

【根拠法令】

行政手続きにおける特定個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）および「特定個人情報の適正な対応取扱いに関するガイドライン（事業者編）」（平成26年特定個人情報保護委員会制定）



⑤ 情報管理システムの体制

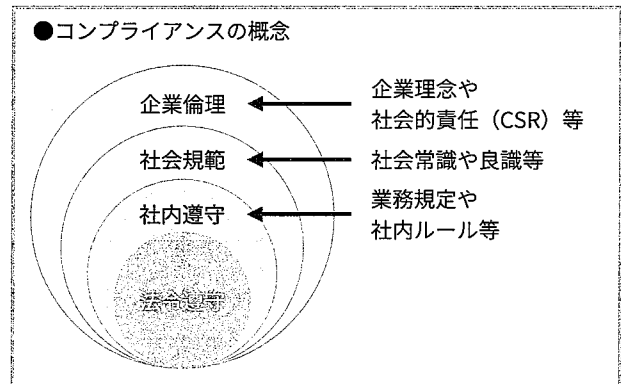
施設内の情報管理として、サーバーの一元化や通信の暗号化、セキュリティソフトの定期更新の義務化、パスワード設定等のあらゆる事態を想定した予見、回避体制をとります。

PCの盗難に備え、PCデータの外部出力制限・管理やパスワードの認証設定を行い、PCの起動ができないような管理に取り組みます。



(2) コンプライアンスへの取り組み

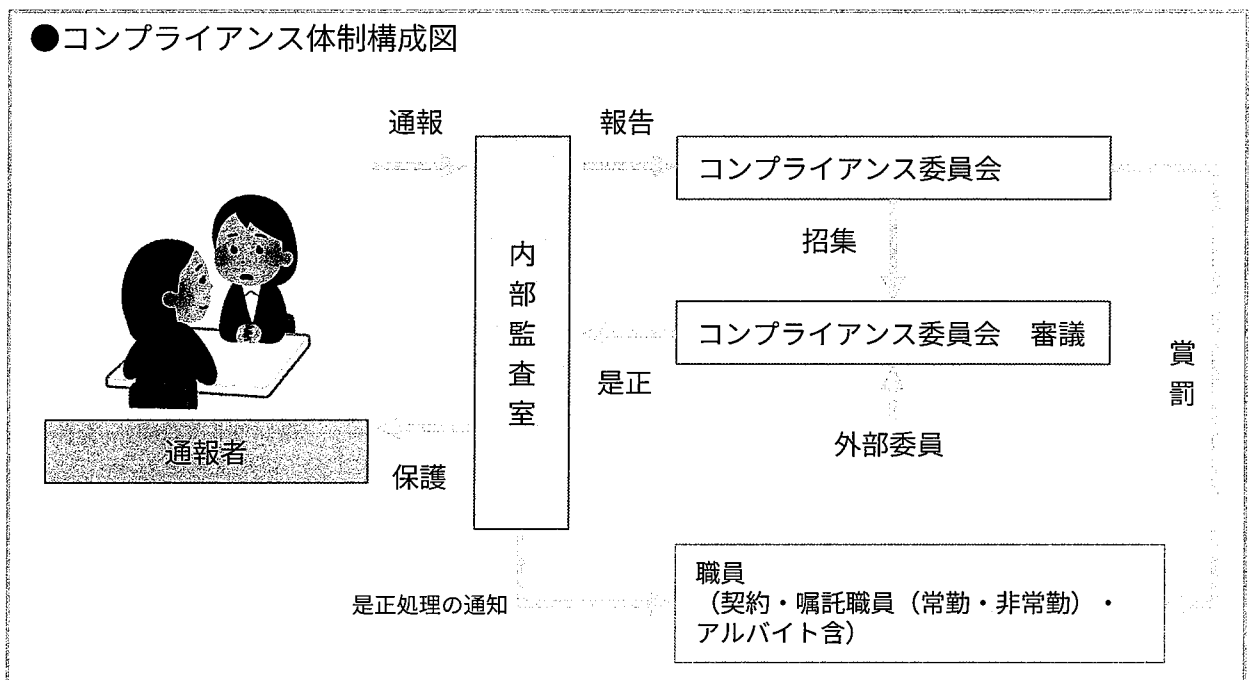
コンプライアンスについては、社会的責任をまっとうするために、指定管理者として鳥取県から管理運営を代行する者として、高い倫理意識、法令遵守はもちろん、違法行為や反社会的行為に対してコンプライアンス意識の徹底に取り組みます。



●コンプライアンス (compliance) 企業が取り組む7項目

- | | |
|---|-----------------------------|
| 1 | コンプライアンス宣言の策定 |
| 2 | 内部通報制度の導入、窓口の設置 |
| 3 | コンプライアンス教育・研修の実施 |
| 4 | コンプライアンス委員会の設置 |
| 5 | コンプライアンス体制の構築 (コーポレートガバナンス) |
| 6 | 内部監査 |
| 7 | 外部の専門家による労務監査 |

●コンプライアンス体制構成図



① 遵守すべき主な法令

当協会は鳥取県から施設の管理運営を代行する者として、条例、法律等の関係法令を遵守し、管理運営を行います。



●指定管理者が遵守すべき主な憲法・法律・条例・計画・マニュアル等

○憲法・法律・国の計画等

日本国憲法/消防法/電気事業法/水道法/建築基準法/建築物における衛生的環境の確保に関する法律/労働安全衛生法
健康保険法/育児・介護休業法/男女雇用機会均等法/女性活躍推進法/雇用保険法/労働基準法/労働組合法/職業安定法
最低賃金法/労働者派遣法/労働者災害補償保険法/浄化槽法/大気汚染防止法/水質汚濁防止法/厚生年金保険法/道路交通法
個人情報の保護に関する法律/障害者基本法/社会福祉法/学校教育法/教育基本法/環境基本法/公共サービス基本法
障害者差別解消法/エネルギーの使用の合理化に関する法律/地球温暖化対策の推進に関する法律/地方自治法
スポーツ基本法/第3期スポーツ基本計画
地震等の災害又は武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律
武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律

○鳥取県および米子市の計画、条例、マニュアル等

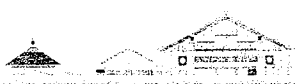
総合	鳥取県令和新时代創生戦略/鳥取県の将来ビジョン
環境	令和新时代とっとり環境イニシアティブプラン/鳥取県環境教育等行動計画/鳥取県分別収集促進計画 鳥取県廃棄物処理計画/鳥取県災害廃棄物処理計画/鳥取県環境基本計画 鳥取県地球温暖化対策条例/鳥取県公害防止条例 他
くらし まちづくり	鳥取県男女共同参画計画/鳥取県女性活躍推進計画/鳥取県情報技術活用推進計画～Society5.0推進計画～ 鳥取県人権施策基本方針（第3次改訂）/「人権尊重の県」宣言/鳥取県人権尊重の社会づくり条例 鳥取県自転車活用推進アクションプログラム/鳥取県犯罪のないまちづくり推進計画と指針 他
福祉・保健・ 医療	鳥取県新型コロナウイルス感染症対策行動計画/子育て王国とっとり推進指針/鳥取県障がい者プラン 鳥取県手話施策推進計画/鳥取県福祉のまちづくり条例/子育て王国とっとり条例 鳥取県障がい者による文化芸術活動推進計画/鳥取県新型インフルエンザ等対策行動計画 第三次鳥取県がん対策推進計画/感染拡大防止クラスター対策等条例 他
教育・ 文化観光	ようこそようこそ鳥取県観光振興条例/ようこそようこそ鳥取県運動取組指針/鳥取県青少年健全育成条例 鳥取県文化芸術振興条例/アートピアとっとり行動指針 鳥取県スポーツ推進計画（2019～2023）/鳥取県営体育施設の設置及び管理に関する条例 鳥取県障がい者スポーツ振興指針/鳥取県教育振興基本計画/鳥取県人権教育基本方針 他
産業・労働	鳥取県経済再生成長戦略/鳥取県地域産業活性化基本計画 他
県政	鳥取県公共施設等総合管理計画/子育てにやさしい職場づくり推進プログラム（後期） 県が管理する建物に関する防火規程/鳥取県行政手続条例/鳥取県情報公開条例 鳥取県公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例 他
防災・ 危機管理	鳥取県地域防災計画/鳥取県国民保護計画/鳥取県震災対策アクションプラン/鳥取県危機管理対応指針 鳥取県国民保護計画/鳥取県地域防災計画/米子市地域防災計画/米子市広域住民避難計画 鳥取県広域住民避難計画/鳥取県防災及び危機管理に関する基本条例 他
その他	暴力団排除条例/鳥取県手話言語条例/鳥取県個人情報保護条例 他

② コンプライアンス行動指針

当協会は鳥取県立施設の管理代行者として事業を行うにあたり、コンプライアンス行動指針に基づいて、高い倫理意識を持ち、指定管理者としての社会的責任を全うできるように取り組んでいきます。

コンプライアンス
に係る行動指針

- 1 わたしたちは法律や良識に反することは決して行いません
- 2 わたしたちはその行動が正しいかを考えてから行動します
- 3 わたしたちは社会から誤解や不名誉な評価を受けることの無いよう正しい判断と節度ある行動に努めます
- 4 わたしたちは業務上の危険を予知し、業務を安全に遂行します



③ 鳥取県の会計規則に準じた適正な経理処理と監査体制の充実

ア 予算・決算及び金銭会計規則に準じた取り扱いの徹底

当協会は、経理処理に関する業務を行うにあたり、当協会財務規程第32条の規定により準ずることとしている鳥取県が定める会計規則等に準じた処理方法に基づいて、県内各地域の指定管理業務で培った適切な会計処理基準に則った金銭管理に取り組みます。

イ 経理帳簿の整備と運用

当館に適した経理帳簿を整備し、適切な金銭管理を行うことに最善をつくします。

また、以下の5原則に基づき鳥取県との協議により経理規定をもうけ、人的な不正が起こり得ない管理体制を構築します。

帳簿整理の5原則

1	相互確認の原則
2	領収書授受の原則
3	ダブルチェックの原則
4	簿外現金禁止の原則
5	金銭在高確認の原則

ウ 本部による会計監査と内部統制の実施

不正経理を防ぐため、本部監事による指定管理受託施設への会計監査と内部統制を行い、県からの指摘事項改善調査、業務運用状況調査等、経理帳簿運用の内部調査機能の強化に取り組みます。

エ 未然防止と再発防止への取り組み

不祥事の未然防止のための対応策として、不正のトライアングル（米国の犯罪学者ドナルド・R・クレシーの仮説）である「動機」「機会」「正当化」の発生を防止するための対応策を行います。また、不祥事が起こった場合には、PDCAサイクルを実践することで改善策を策定し、再発防止に取り組みます。

不祥事防止策の例

1	当協会内のルール（策定・周知、ルールの重要性の認識の徹底）（「機会」及び「正当化」の防止）
2	不祥事がもたらす影響・処分等の周知（「正当化」の防止）
3	倫理研修の実施・充実（「正当化」の防止）
4	職員の業務状況の管理（過度なプレッシャーをかけない、プロセスを評価する等）（「動機」の防止）

再発防止のための取り組み

1	問題事象（不祥事）の原因分析
2	原因分析に基づく改善策の策定（Plan）
3	改善策の実行（Do）
4	改善策の進捗状況に関するモニタリング（Check）
5	（改善策の進捗が不十分である場合）改善策の見直し（Action）



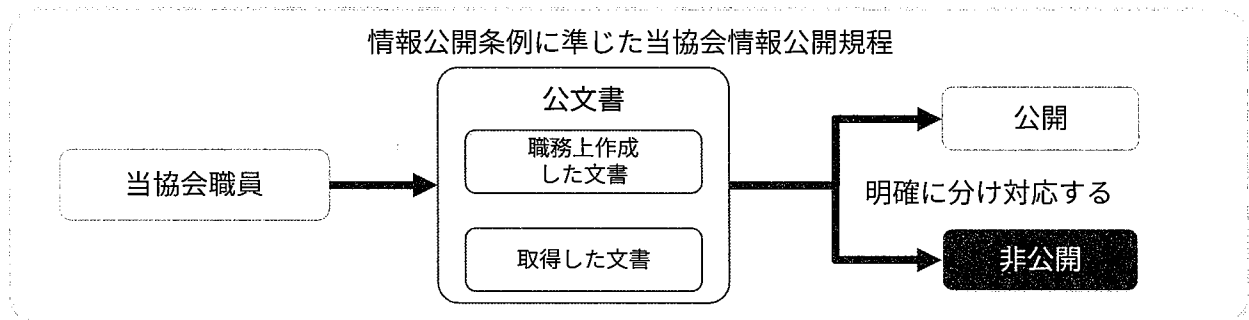
(3) 情報の公開への対応

鳥取県情報公開条例（平成 12 年鳥取県条例第 2 号。以下「情報公開条例」という。）の規定を遵守し、当館の管理に関して保有する情報の公開に関する事務を適切に行います。

また、情報公開条例に準じた「公益財団法人鳥取県スポーツ協会情報公開規程」（以下「情報公開規定」という。）を制定し（平成 12 年 9 月）、保有する情報の公開に関して必要な事項を定め、積極的に情報を公開します。

① 情報公開の取り組み方針

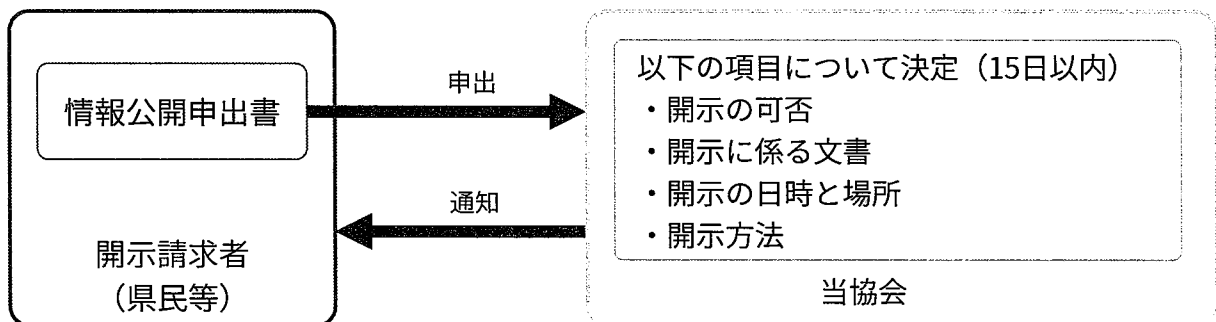
当協会は、鳥取県立施設の指定管理者として、従事する者が職務上作成または取得した文書等については、公文書として公開するものと、非公開とするものとに明確に区別するため、情報公開規定に基づいた対応を行います。



② 情報公開を行うための措置

情報公開条例及び当協会情報公開規程にしたがった対応を遵守し、県民の公文書の開示を請求する権利を最大限配慮します。

また、情報開示申出書の提出があった場合、「開示の可否」「開示にかかる文書」「開示の日時と場所」「開示方法」等を 15 日以内に決定し、さらに、個人情報等の情報公開に関する取り扱いについて、職員研修を実施します。

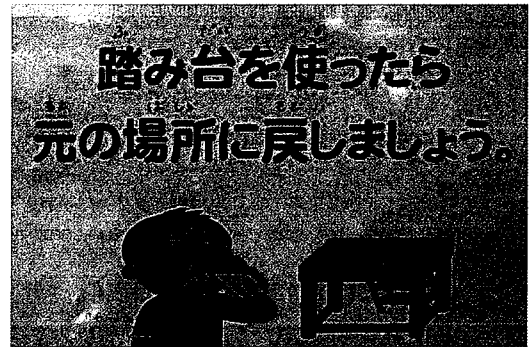


③ 情報格差への対応

当館から発信する情報をすべての方が等しくキャッチできるよう、すべての人にやさしい情報提供を行うために、誰もが理解しやすい内容・表現を徹底し、情報格差が生じないように取り組みます。



掲示物の「ひらがな」・「イラスト」の活用



掲示物の「ルビ」・「イラスト」の活用

●情報格差への対応例

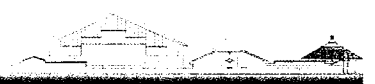
内容や文字の大きさ、言葉づかいの周知徹底

子どものための「ひらがな」、「ルビ」、「イラスト」等の活用

色弱者や高齢者等の視力低下の方への色のバリアフリー

ユニバーサルデザイン (UD) の視点に基づいた「UDフォント」等の活用

デジタルサイネージを活用



8 武道の普及振興

鳥取県の武道の普及振興の拠点であることを理解し、鳥取県の将来ビジョンの基本理念の中の「いつでもどこでも誰でもスポーツを楽しめる環境が実現」等の視点から、さまざまな年代の人々が年齢、性別、障がい等を問わず、いつでも武道（スポーツ）を楽しめる環境づくりに取り組みます。

(1) 武道の普及振興の考え方

当協会は当館において、武道普及振興のための主催事業を実施しています。次期指定管理期間においても、一人でも多くの県民の皆様「する」、「みる」、「ささえる」機会を提供することにより、武道に参画できる事業を展開していきます。

① 当協会加盟武道競技団体と当館利用武道競技団体との協力

当協会に加盟する武道連盟と当館ご利用の武道団体の協力が、必要不可欠です。

各武道団体とは大会や講習会での連携・協力・支援等で、長年にわたり良好な関係を築いており、今後もこの関係を発展させ、さらなる武道の普及振興を図ります。

また、国際大会や全国大会等の開催誘致等においてもさらなる連携・協力を図っていきます。



鳥取県弓道連盟の武道合同体験会協力



鳥取県空手道連盟の武道合同体験会協力

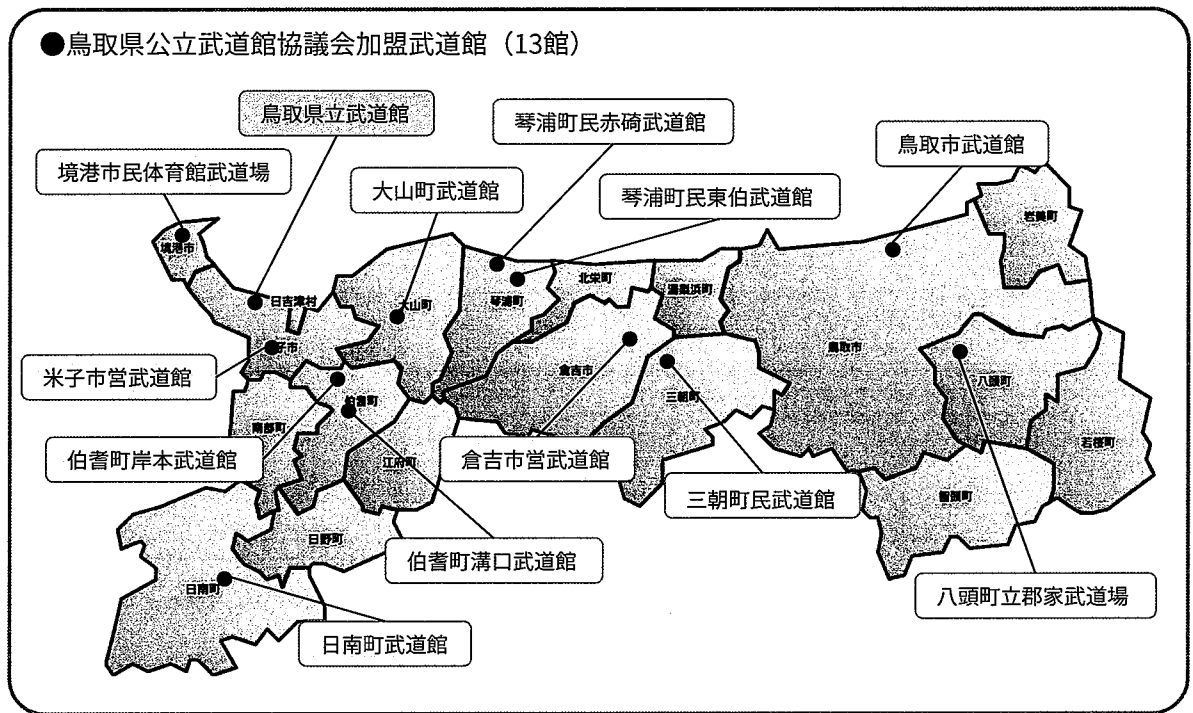
② 鳥取県公立武道館協議会との連携・協働

鳥取県公立武道館協議会は、当館を含め、県内 13 施設が加盟し、日本武道館との共催により、武道普及振興と競技力向上のための「地方青少年武道錬成大会」、「地域社会武道指導者研修会」を開催しており、今後も継続して行います。

また、県内競技人口の少ない競技では、県を超えて合同で実施することも可能なことから、より実践的な実技を修練することができる事業です。



地域社会銃剣道指導者研修会



ア 地方青少年武道錬成大会

小学生・中学生・高校生を対象に、基本技能の習熟を目的とした講習会を実施し、日本武道館から派遣された元オリンピック選手や日本トップレベルの指導者による実技指導、講義等を行います。



地方青少年相撲錬成大会

●令和4年度 実施種目及び会場

種目	会場及び開催日
相撲	鳥取城北高校 6月17日～19日
銃剣道	鳥取県立武道館 7月16日～18日

イ 地域社会武道指導者研修会

社会体育指導者（道場指導者・学校外部指導者等）を対象に、指導者の資質向上、指導力の向上を目的とした研修会を実施し、日本武道館から派遣された日本トップレベルの指導者による実技指導、講義等を行います。



地域社会弓道指導者研修会

●令和4年度 実施種目及び会場

種目	会場及び開催日
柔道	新型コロナの影響により中止
弓道	鳥取県立武道館 11月19日～20日
銃剣道	鳥取県立武道館 12月3日～4日



③ 武道連盟連絡会の開催

年に数回の武道連盟連絡会を開催し、当協会に加盟する9つの武道競技団体から当館の運営に関するご意見、ご要望等をお聞きし、運営の改善や当館事業への協力をお願いする場として次期指定管理期間においても開催します。武道競技団体担当者の状況等に応じて、リモート会議等でも開催できるようにします。

④ 武道系の教室・イベントの開催

ア 武道系の教室「幼児から高齢者までを対象とした武道の教室」

武道の生涯スポーツとしての特性を活かした、子どもから高齢者まで幅広い年齢層に対応し、親子で参加可能な教室プログラムも行います。

イ 武道系の実施教室

武道系の教室は8競技（柔道、剣道、弓道、空手道、なぎなた、銃剣道、相撲、太極拳）24コースを実施します。

ウ 武道系イベントの開催

武道体験会、鏡開き式等のイベント等を実施することにより、実際に武道を「する」、武道の演武を「みる」、武道イベント等に参加し「ささえる」機会を提供できるよう努めます。



剣道教室での稽古の様子

⑤ 教室・武道大会・イベント等の自主事業における安全対応

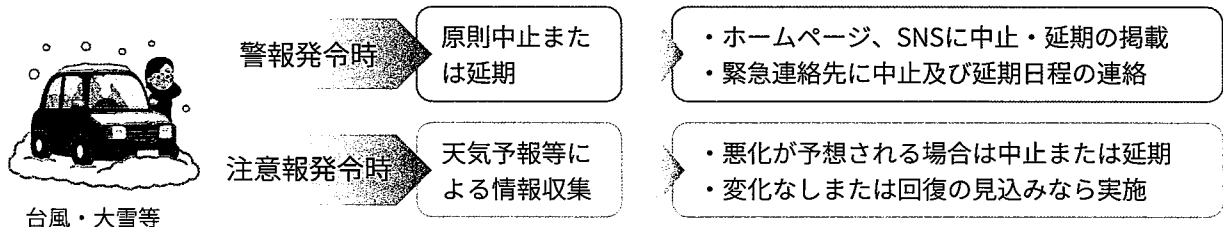
ア 事前打ち合わせ

安全に事業を行うため、講師と職員がカリキュラムや時間等について打ち合わせを行います。

イ 気象警報等の発令があった場合の対応

お客さまの安全を考慮し、台風や大雪、感染症の拡大等により、警報等の発令があった場合、あるいは可能性が考えられる場合等には、中止や延期の判断をします。

●警報発令時等の対応例



ウ 保険等への加入

自主事業を行う場合には、事故に備えてそれぞれの保険に加入します。

●保険加入の例

保険の種類	保険対象範囲	補償額	
スポーツ安全保険 (任意個人加入)	・団体での活動中のケガ ・団体指定の集合・解散 場所と被保険者の自宅 経路往復中の事故	・死亡.....2,000万円(64歳以下)、600万円(65歳以上) ・後遺障害....3,000万円(64歳以下)、900万円(65歳以上) ・入院.....日額4,000円(64歳以下)、1,800円(65歳以上) ・通院.....日額1,500円(64歳以下)、1,000円(65歳以上)	
レクリエーション保険	・行事参加中の事故	●傷害保険 ・死亡・後遺障害...500万円 ・入院.....日額2,000円 ・通院.....日額1,000円	●賠償責任保険 ・対人・対物...1億円 ・免責金額.....なし

エ 武道・スポーツ教室見学者への対応

教室入会を希望される方が見学や体験を希望される場合は、ケガの補償等を考慮して見学のみの対応とし、体験での教室参加は許可しません。

(2) 武道の普及振興に係る事業

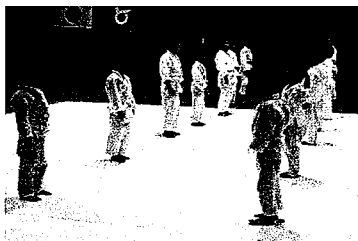
武道に係るさまざまな教室やイベント等を開催し、武道の普及振興に努めます。

① 武道系教室の実施

柔道、剣道、弓道、銃剣道、相撲の5競技は、国際大会、全国大会の優勝、入賞や出場経験を持つ当協会職員が直接指導を行う教室プログラムを実施します。施設の特徴を熟知しているからこそ、細かな指導ができることも特徴のひとつであり、このような経験豊富な指導者が施設に常駐している施設は全国的にも非常に珍しく、その特色を活かした教室指導を行います。

その他の競技の教室については、当協会加盟競技団体から優秀な指導者を派遣いただき開催します。

●柔道教室【年長・小学生】(2コース)



対象	曜日	定員	期数	回数	参加料(1期につき)
年長・小学生	水	30名	4期	10回	中学生以下 2,000円
	金	30名	4期	10回	

目的	・あいさつや礼儀、集団行動、基本技の習得
根拠法令	・スポーツ基本法、第3期スポーツ基本計画、鳥取県スポーツ推進計画(2019～2023)等
経過・成果・改善策 進捗状況の把握	・経過成果：体を動かす楽しさを知る、柔道の継続、技の習得等 ・改善策：広報の充実、体験会の開催による新規参加者増加策等 ・進捗状況：成長期
事業開始のきっかけ	・武道主要3競技(柔道・剣道・弓道)実施希望があったため
上位施策との関連	・幼児の1日合計60分以上、子どものスポーツ機会の充実、体を動かす機会の確保等



●柔道教室【中学生～一般】（2コース）※親子で参加可



対象	曜日	定員	期数	回数	参加料（1期につき）
中学生・高校生 学生・一般	水	30名	4期	10回	中学生以下 2,000円 高校生 2,750円
	金	30名	4期	10回	学生・一般 3,500円

目的	・実践的な練習で心技体を高め、柔軟性や体力を養う
根拠法令	・スポーツ基本法、第3期スポーツ基本計画、鳥取県スポーツ推進計画（2019～2023）等
経過・成果・改善策 進捗状況の把握	・経過成果：体力、柔軟性の向上、技の向上、柔道の継続、大会等での成績向上等 ・改善策：広報の充実、体験会の開催による新規参加者増加策、仲間とのつながり等 ・進捗状況：成長期
事業開始のきっかけ	・武道主要3競技（柔道・剣道・弓道）実施希望があったため
上位施策との関連	・アスリートの育成、子どものスポーツ機会の充実、成人のスポーツ実施率週1回以上等

●剣道教室【初心者】（2コース）※親子で参加可



対象	曜日	定員	期数	回数	参加料（1期につき）
年長・小学生 中学生・高校生 学生・一般	水	20名	4期	10回	中学生以下 2,000円 高校生 2,750円
	金	20名	4期	10回	学生・一般 3,500円

目的	・あいさつや礼儀、竹刀の使い方、素振り、すり足の習得等
根拠法令	・スポーツ基本法、第3期スポーツ基本計画、鳥取県スポーツ推進計画（2019～2023）等
経過・成果・改善策 進捗状況の把握	・経過成果：体を動かす楽しさを知る、剣道の継続、礼儀作法の習得、技の習得等 ・改善策：広報の充実、体験会の開催による新規参加者増加策等 ・進捗状況：成長期
事業開始のきっかけ	・武道主要3競技（柔道・剣道・弓道）実施希望があったため
上位施策との関連	・幼児の1日合計60分以上、体を動かす機会の確保、成人のスポーツ実施率週1回以上等

●剣道教室【経験者】（2コース）※親子で参加可



対象	曜日	定員	期数	回数	参加料（1期につき）
小学生・中学生 高校生・学生・ 一般	水	30名	4期	10回	中学生以下 2,000円 高校生 2,750円
	金	30名	4期	10回	学生・一般 3,500円

目的	・基本を重視し、試合を意識した練習
根拠法令	・スポーツ基本法、第3期スポーツ基本計画、鳥取県スポーツ推進計画（2019～2023）等
経過・成果・改善策 進捗状況の把握	・経過成果：基本技の向上、審査会、大会等への参加によるモチベーション増加、体を動かす楽しさを知る、剣道の継続、礼儀作法の習得、技の習得、剣道の継続等 ・改善策：・広報の充実、剣道を楽しむ、体験会の開催による新規参加者増加策等 ・進捗状況：成長期
事業開始のきっかけ	・武道主要3競技（柔道・剣道・弓道）実施希望があったため
上位施策との関連	・ライフステージに応じたスポーツ活動を推進、スポーツに親しむ機会の拡充、体を動かす機会の確保、子どものスポーツ機会の充実、成人のスポーツ実施率週1回以上等

●弓道教室【未経験者】（3コース）※親子で参加可



対象	曜日	定員	期数	回数	参加料（1期につき）
中学生・ 高校生・学生・ 一般	火	20名	4期	10回	中学生以下 2,000円 高校生 2,750円
	木	20名	4期	10回	学生・一般 3,500円
一般	木	20名	4期	10回	一般 3,500円

目的	・弓道の基本技術の習得、危険防止の徹底
根拠法令	・スポーツ基本法、第3期スポーツ基本計画、鳥取県スポーツ推進計画（2019～2023）等
経過・成果・改善策 進捗状況の把握	・経過成果：道具の扱い方、弓の引き方の習得、的中する楽しさを知る、安全に弓が引ける等 ・改善策：広報の充実、楽しく弓を引く指導、体験会の開催による新規参加者増加策等 ・進捗状況：成長期
事業開始のきっかけ	・武道主要3競技（柔道・剣道・弓道）実施希望のため
上位施策との関連	・アスリートの発掘、ライフステージに応じたスポーツ活動を推進、スポーツに親しむ機会の 拡充、体を動かす機会の確保、成人のスポーツ実施率週1回以上等

●弓道教室【経験者】（3コース）※親子で参加可



対象	曜日	定員	期数	回数	参加料（1期につき）
小学生・中学生 高校生・学生 一般	火	20名	4期	10回	中学生以下 2,000円 高校生 2,750円
	木	20名	4期	10回	学生・一般 3,500円
一般	木	20名	4期	10回	一般 3,500円

目的	・健康増進、弓を引く楽しさを知る、技術の向上
根拠法令	・スポーツ基本法、第3期スポーツ基本計画、鳥取県スポーツ推進計画（2019～2023）等
経過・成果・改善策 進捗状況の把握	・経過成果：大会参加、昇段試験受審（級位や段位の昇級昇段の達成等）、技術の向上等 ・改善策：広報の充実（高齢者向け含）、体験会の開催による新規参加者増加策等 ・進捗状況：成長期
事業開始のきっかけ	・武道主要3競技（柔道・剣道・弓道）実施希望のため
上位施策との関連	・ライフステージに応じたスポーツ活動を推進、スポーツに親しむ機会の拡充、体を動かす機 会の確保、子どものスポーツ機会の充実、成人のスポーツ実施率週1回以上等

●空手道教室【初心者】（1コース）



対象	曜日	定員	期数	回数	参加料（1期につき）
年長・小学生・ 中学生	月	25名	4期	10回	中学生以下 2,000円

目的	・基本的な礼法や、突きや受け、蹴りの練習
根拠法令	・スポーツ基本法、第3期スポーツ基本計画、鳥取県スポーツ推進計画（2019～2023）等
経過・成果・改善策 進捗状況の把握	・経過成果：元気なあいさつ、突き、受け、蹴りの習得 ・改善策：人気教室のため、一定レベルでのコース変更や今後のコース増設を検討等 ・進捗状況：成熟期
事業開始のきっかけ	・鳥取県施策による未普及競技（空手道、なぎなた、銃剣道、相撲）の教室開催による
上位施策との関連	・アスリートの発掘、幼児の1日合計60分以上、ライフステージに応じたスポーツ活動を推進、 スポーツに親しむ機会の拡充等



●空手道教室【中級者】（1コース）



対象	曜日	定員	期数	回数	参加料（1期につき）
年長・小学生・中学生	月	25名	4期	10回	中学生以下 2,000円

目的	・基本的な礼法や基本技に加え、組手や形の練習
根拠法令	・スポーツ基本法、第3期スポーツ基本計画、鳥取県スポーツ推進計画（2019～2023）等
経過・成果・改善策 進捗状況の把握	・経過成果：礼法、基本技の習得、組手や形の練習、武道館の独自審査会での昇級によるモチベーションアップ等 ・改善策：一定レベルでの卒業制度導入、コース増設を検討等 ・進捗状況：成熟期
事業開始のきっかけ	・鳥取県施策による未普及競技（空手道、なぎなた、銃剣道、相撲）の教室開催による
上位施策との関連	・アスリートの育成、子どものスポーツ機会の充実、ライフステージに応じたスポーツ活動を推進、スポーツに親しむ機会の拡充、体を動かす機会の確保

●なぎなた教室（2コース）※親子で参加可



対象	曜日	定員	期数	回数	参加料（1期につき）
年長・小学生・中学生・高校生	火	20名	4期	10回	中学生以下 2,000円 高校生 2,750円
学生・一般	金	20名	4期	10回	学生・一般 3,500円

目的	・礼法や技術等を身につけることにより、心身共に調和のとれた人材を育成
根拠法令	・スポーツ基本法、第3期スポーツ基本計画、鳥取県スポーツ推進計画（2019～2023）等
経過・成果・改善策 進捗状況の把握	・経過成果：連盟主催の大会参加、国体等にも出場者あり、なぎなたの継続 ・改善策：広報の充実、プログラムの見直し、体験会の実施による新規参加者の獲得 ・進捗状況：衰退期
事業開始のきっかけ	・鳥取県施策による未普及競技（空手道、なぎなた、銃剣道、相撲）の教室開催による
上位施策との関連	・ライフステージに応じたスポーツ活動を推進、スポーツに親しむ機会の拡充、体を動かす機会の確保、成人のスポーツ実施率週1回以上等

●銃剣道教室（2コース）※親子で参加可



対象	曜日	定員	期数	回数	参加料（1期につき）
小学生・中学生・高校生・学生	月	20名	4期	10回	中学生以下 2,000円 高校生 2,750円
一般	木	20名	4期	10回	学生・一般 3,500円

目的	・用具の使い方、正しい姿勢や基本技の練習
根拠法令	・スポーツ基本法、第3期スポーツ基本計画、鳥取県スポーツ推進計画（2019～2023）等
経過・成果・改善策 進捗状況の把握	・経過成果：元気なあいさつ、正しい姿勢や基本技の習得、大会等への出場を視野に練習を重ね全国大会優勝者も排出 ・改善策：広報の充実、幼少期からの参加者増加策、体験会の実施による新規参加者の獲得等 ・進捗状況：衰退期
事業開始のきっかけ	・鳥取県施策による未普及競技（空手道、なぎなた、銃剣道、相撲）の教室開催による
上位施策との関連	・アスリートの発掘・育成、ライフステージに応じたスポーツ活動を推進、スポーツに親しむ機会の拡充等

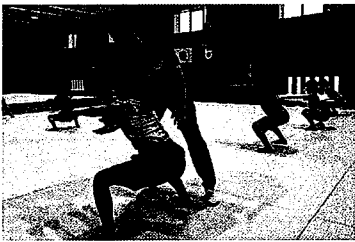
●相撲教室 (2コース)



対象	曜日	定員	期数	回数	参加料 (1期につき)
年長・小学生・中学生	月	15名	4期	10回	中学生以下 2,000円
	土	15名	4期	10回	

目的	・相撲の基本動作を身につけ、実戦を通して競技を楽しむこと
根拠法令	・スポーツ基本法、第3期スポーツ基本計画、鳥取県スポーツ推進計画 (2019～2023) 等
経過・成果・改善策 進捗状況の把握	・経過成果：参加者の体力向上や技術の上達、指導内容の工夫、大会参加によるモチベーションの向上、第44回桜ずもう (令和4年) 小学5年生女子の部3位入賞 ・広報の充実、体験会の実施による新規参加者の獲得と現参加者の継続等 ・進捗状況：導入期
事業開始のきっかけ	・鳥取県施策による未普及競技 (空手道、なぎなた、銃剣道、相撲) の教室開催による
上位施策との関連	・アスリートの発掘・育成、子どものスポーツ機会の充実、ライフステージに応じたスポーツ活動を推進、スポーツに親しむ機会の拡充、体を動かす機会の確保

●カンフー体操教室 (2コース)



対象	曜日	定員	期数	回数	参加料 (1期につき)
年中・年長・小学生・中学生	土	20名	4期	10回	中学生以下 2,000円
	土	20名	4期	10回	高校生 2,750円 学生・一般 3,500円

目的	・中国武術を通して心身を鍛え、仲間との絆や他者をいたわる心を育て、技術を磨く
根拠法令	・スポーツ基本法、第3期スポーツ基本計画、鳥取県スポーツ推進計画 (2019～2023) 等
経過・成果・改善策 進捗状況の把握	・経過成果：人気の教室、大会で好成績を収める選手輩出、西日本ジュニア強化指定選手2名 ・改善策：太極拳 (カンフー) の継続、広報の充実、体験会の実施による新規参加者の獲得、コース拡充の検討等 ・進捗状況：成長期
事業開始のきっかけ	・連盟からの開催要望等による
上位施策との関連	・ライフステージに応じたスポーツ活動を推進、スポーツに親しむ機会の拡充、体を動かす機会の確保、子どものスポーツ機会の充実

② 教室開催による実績

当館教室では、参加している教室生が大会参加や昇段・昇級審査会の受審等で素晴らしい実績を残しています。

全国大会でも優勝、入賞実績を残しており、これも、武道・その他スポーツで競技に携わり、指導者としても優秀な職員を多数雇用している、当協会ならではの成果であると自負しています。



全日本少年少女銃剣道錬成大会優勝者・入賞者



●現行指定管理期間教室別成果一覧

種目	実施年度	成績
柔道	令和元年度	鳥取県小学生柔道大会 5年男子45kg超級 優勝 (全国出場) ローソンカップ小学生柔道大会 小学5年生の部 優勝
	令和2年度	ローソンカップ小学生柔道大会 小学6年生の部 優勝 " 小学4年生の部 優勝
	令和3年度	鳥取県中学総体個人男子 60kg級 優勝 (全中出場) " 73kg級 優勝 (全中出場)
	令和4年度	鳥取県中学総体個人男子 50kg級 優勝 (全中出場) " 81kg級 優勝 (全中出場)
	令和4年度 令和5年度	米子市育成少年剣道大会 優勝 鳥取県西部地区前期段級審査会 昇段 二段 1名 昇級 1級 1名、2級 2名、3級 1名、4級 1名、5級 4名 6級 2名、7級 2名、8級 1名、9級 1名
弓道	令和3年度	弓道地方審査会 昇段 初段 1名 昇級 3級 1名、2級 2名、1級 2名
	令和4年度	弓道地方審査会 昇段 初段 1名 昇級 3級 1名、1級 1名 建国記念弓道大会 一般女子個人 優勝 " 中学女子個人 3位
	令和5年度	西部地区秋季中学総体 女子個人 出場 弓道地方審査会 昇級 2級 1名 西部地区夏季中学総体 女子個人 出場
	令和元年度	全日本少年少女銃剣道錬成大会 小学1・2年生の部 優勝 " 小学6年生の部 優勝 " 中学生の部 5位
	令和4年度	全日本少年少女銃剣道錬成大会 個人小学1・2年生の部 優勝 " 個人小学5年生(男子)の部 5位 " 個人小学5年生(女子)の部 3位 " 個人中学生(女子)の部 優勝 " (短剣道) 個人小学5年生(女子)の部 3位 " 団体小学生の部 3位 全国高校生銃剣道大会 団体の部 5位
相撲	令和4年度	第44回櫻杯争奪相撲選手権大会桜ずもう 個人小学5年生女子の部 3位
カンフー	令和4年度	第30回JOCジュニアオリンピックカップ武術太極拳大会 南拳B女子 1位 ※西日本強化指定選手に選出 " 3位 長剣B女子 3位 ※西日本強化指定選手に選出
	令和5年度	第31回JOCジュニアオリンピックカップ武術太極拳大会 女子国際第三第三套路南拳 1位 " 長器械 1位 " 短器械 1位 女子南刀 1位 他入賞多数
のびのび	令和3年度	中国ブロックジュニア体操競技選手権・共演大会 出場
	令和4年度	鳥取県民スポーツレクリエーション祭 (体操競技の部) 出場 " 跳馬 5位

③ 競技で使用する道具の取り扱い方や補修方法を学ぶ教室

各種武道・スポーツを専門とする職員が在籍していることを活かし、競技を行うための技術を指導する教室とは別に、道具の取り扱い方や補修の方法等を学ぶために特化した1教室（弓道クリニック）を開催します。

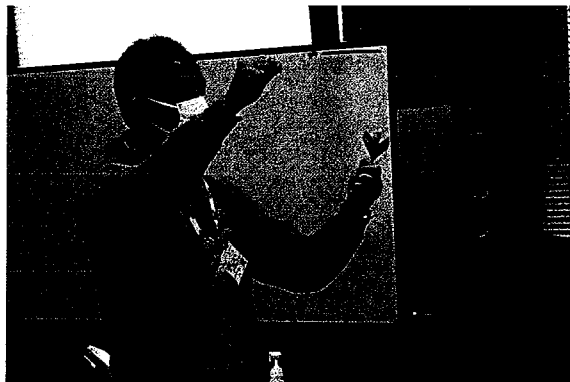
※実施教室の一例（教室ニーズにより都度開催、その他種目開催を検討）

●弓道クリニック ※親子で参加可能



対象	実施日	定員	回数	参加料（1回につき）
弓道愛好者 （小学生～一般）	年1回～ 複数回開催	20名	1回	1人 500円

目的	・弓を引く実技の教室だけではなかなか指導しきれない、弓道を行ううえでの基本的な補修技術等を学ぶこと
根拠法令	・鳥取県スポーツ推進計画（2019～2023）、鳥取県の将来ビジョン等
経過・成果・改善策 進捗状況の把握	・経過成果：自分の使用する道具を自分自身がメンテナンスすることでケガの防止、運動部活動による適切な指導等の実施、知識の習得・向上等 ・改善策：広報の充実、実施回数の増加検討、アンケート実施による次回プログラムの構築等 ・進捗状況：導入期
事業開始のきっかけ	・武道教室（ワークショップ）ではフォローしきれない補修技術習得の為の新たな場の提供
上位施策との関連	・スポーツに親しむ機会の拡充



当館職員講師による矢の補修方法の説明・講義



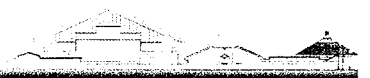
ミニ矢キーホルダーを作成して補修方法を学ぶ（親子）



的貼り・補修の実践



作成したミニ矢キーホルダーを持つ受講者のみなさん



④ 武道競技ヘルプデスクの開設

新規

Google フォームで問い合わせフォームを新たに作成し、電話や窓口、メール等とあわせて幅広い問い合わせ方式をとることで、武道を習いたい、体験してみたい、大会に参加するにはどうすればよいか等、お客さまや武道に興味を持っている人が気軽に問い合わせできる体制を構築します。

これにより、武道に関することで当館に問い合わせいただければ、各武道団体への取り次ぎや、疑問、質問等になんでも答えられるようにします。

⑤ 武道の各種大会・イベントの開催・誘致、県施策の積極的推進・協力

当館の機能を最大限活かし、武道大会や講習会の開催し、鳥取県武道の普及振興に取り組みます。また、武道とその他のスポーツやフリーマーケット等を組み合わせた複合型イベントを企画し、当館の知名度向上や利用者数増加を目指します。

さらに、国際大会・全国大会、ナショナルチームの合宿誘致、武道ツーリズム等の県の施策を積極的に推進し、協力します。

ア ジュニア競技者の発掘と競技力向上のための事業

(ア) 武道・パラスポーツ等合同体験会

平成 27 年度から武道合同体験会を開催し、ジュニア競技者の発掘と武道の普及振興を目指しています。当協会加盟の武道団体や当館利用団体に運営協力をいただき、お客さま満足度は毎回高く、お客さまからは次回もぜひ実施してほしいとの声をいただいています。

お客さまの声を反映した改善を行い、令和 3 年度から、新たにパラスポーツ、ニュースポーツ体験も取り入れ、当館教室加入や競技を始めるきっかけになるイベントと位置づけています。

さらに、次期指定管理期間には、e スポーツや UDe スポーツ等を新たに一緒に体験できるよう新たに研究します。

● 武道・パラスポーツ等合同体験会 ※親子で参加可能



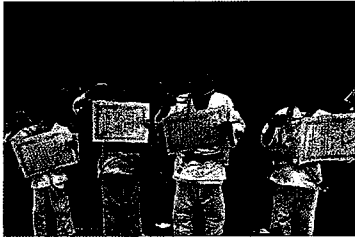
対象	実施日	定員	回数	参加料 (1回につき)
幼児、小学生、 中学生、高校生、 学生、一般	年1回～ 複数回開催	開催規模により 変動	1回	無料

目的	・各種武道・パラスポーツ、ニュースポーツ等を体験することにより、武道やパラスポーツ等に親しみ、理解と興味を深め、県内の武道やパラスポーツ人口の拡大を図る
根拠法令	・スポーツ基本法、第3期スポーツ基本計画、鳥取県スポーツ推進計画（2019～2023）、鳥取県の将来ビジョン等
経過・成果・改善策 進捗状況の把握	・経過成果：武道館に足を運んでもらうきっかけづくり、武道・スポーツ人口の増加、主催教室や協力団体への加入者増加等 ・改善策：新規体験競技の増加検討、その他イベントとのコラボレーション等 ・進捗状況：成長期
事業開始のきっかけ	・武道館に足を運ぶきっかけづくりと武道・スポーツを気軽に楽しめる場の提供
上位施策との関連	・スポーツに親しむ機会の拡充、体を動かす機会の確保

(イ) ローソンカップ武道大会

武道競技のジュニアの競技力向上と選手間交流のために、当協会が株式会社ローソンと協定を結び、ジュニアを対象とした競技会を開催します。株式会社ローソンに賞品等を提供いただくことで、選手の競技へのモチベーションを高めます。

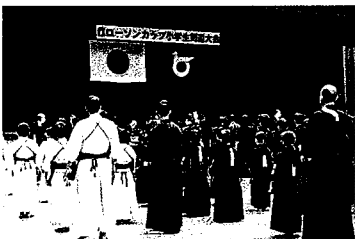
●ローソンカップ小学生柔道大会



対象	実施日	参加者	回数	参加料（保険料）
小学生	9月頃予定	150名	1回	1人 500円

目的	・鳥取県内の小学生を対象に、競技力の向上、正しい技術の習得や心身の鍛練を行うとともに、本県の将来を担う青少年の相互の親睦や健全育成を図る
根拠法令	・スポーツ基本法、第3期スポーツ基本計画、鳥取県スポーツ推進計画（2019～2023）等
経過・成果・改善策 進捗状況の把握	・経過成果：大会参加によるモチベーションアップ、少子化等での競技者の減少による参加者減、大会のマンネリ化等 ・改善策：多種目での同時開催の検討、競技内容の見直し検討、県外参加者受け入れの検討等 ・進捗状況：衰退期
事業開始のきっかけ	・県内武道ジュニア競技者の育成
上位施策との関連	・アスリートの発掘・育成、子どものスポーツ機会の充実、ライフステージに応じたスポーツ活動を推進、スポーツに親しむ機会の拡充、体を動かす機会の確保

●ローソンカップ小学生剣道大会

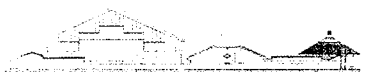


対象	実施日	参加者	回数	参加料（保険料）
幼児（5歳以上） 小学生	12月頃予定	150名	1回	1チーム 3,000円

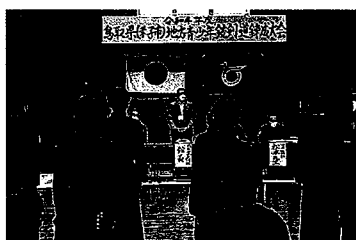
目的	・鳥取県の小学生・幼児（5歳以上）を対象に、基本を主眼として、剣道の正しい技術習得や心身の鍛練を行うとともに、本県の将来を担う青少年の相互の親睦や健全な育成を図る
根拠法令	・スポーツ基本法、第3期スポーツ基本計画、鳥取県スポーツ推進計画（2019～2023）等
経過・成果・改善策 進捗状況の把握	・経過成果：大会参加によるモチベーションアップ、少子化等での県内競技者の減少による参加者減、大会のマンネリ化等 ・改善策：競技内容の見直し検討、県外参加者受け入れの検討等 ・進捗状況：衰退期
事業開始のきっかけ	・県内武道ジュニア競技者の育成
上位施策との関連	・アスリートの発掘・育成、子どものスポーツ機会の充実、ライフステージに応じたスポーツ活動を推進、スポーツに親しむ機会の拡充、体を動かす機会の確保

(ウ) 青少年武道錬成大会

公益財団法人日本武道館と連携し、全国トップレベルの指導者を招いて直接指導を受けることができる錬成大会を開催し、ジュニア層の競技力向上を図ります。



●地方青少年武道錬成大会



対象	実施回数	実施競技・実施日	参加料 (1回につき)
小学生、中学生、 高校生	・年2競技 ・各年1回 (原則3日間)	・武道9競技 ・実施日は武道連盟と の調整による	無料

目的	・(公財)日本武道館、全国都道府県立武道館協議会、各道連盟との共催により、全国各地の加盟武道館を会場として、基本技能の習熟を主眼とする
根拠法令	・スポーツ基本法、第3期スポーツ基本計画、鳥取県スポーツ推進計画(2019～2023)、鳥取県の将来ビジョン等
経過・成果・改善策 進捗状況の把握	・経過成果：国内トップレベル指導者による基本技能指導、基本技能向上による大会等での成果アップ等 ・改善策：新規競技の実施等 ・進捗状況：成熟期
事業開始のきっかけ	・日本武道館との共催による事業実施により、青少年の健全育成と武道館の活性化のため
上位施策との関連	・アスリートの育成、子どものスポーツ機会の充実、スポーツに親しむ機会の拡充、体を動かす機会の確保

イ 武道指導者育成と資質向上のための事業

公益財団法人日本武道館と連携し、全国トップレベルの指導者を招いた研修会を開催することで、県内指導者のレベルアップにつなげます。

●地域社会指導者研修会



対象	実施回数	実施競技・実施日	参加料 (1回につき)
一般	・年2～4競技 ・各年1回 (原則2日間)	・武道9競技 ・実施日は武道連盟と の調整による	無料

目的	・(公財)日本武道館、全国都道府県立武道館協議会、各道連盟との共催により、全国各地の加盟武道館を会場として、地域指導者の専門的な知識と技術を高め、資質向上を図る
根拠法令	・スポーツ基本法、第3期スポーツ基本計画、鳥取県スポーツ推進計画(2019～2023)、鳥取県の将来ビジョン等
経過・成果・改善策 進捗状況の把握	・経過成果：国内トップレベル指導者による指導、指導力向上によるジュニア層への大会等での成果アップ、武道普及・振興の一助等 ・改善策：新規競技の実施等 ・進捗状況：成熟期
事業開始のきっかけ	・日本武道館との共催による事業実施により、指導者の資質向上を図るため
上位施策との関連	・指導者の育成、競技力向上のためのスポーツ環境の整備、地域におけるスポーツクラブの活動推進、アスリートの育成

ウ 武道普及振興と地域活性化の為の事業

武道を知るきっかけと地域活性化を目的に、下記の事業を実施します。

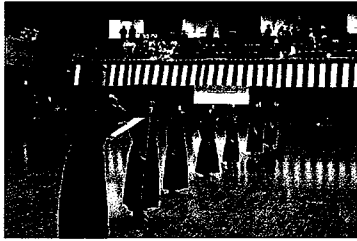
(ア) 鏡開き式(初稽古会)・武道体験の開催

現在武道をされている方に加えて、県民のみなさまに武道館を知っていただくきっかけを

持っていただく機会の一つとして、鏡開き式及び初稽古会を継続して行います。

鏡開き式と併せて武道体験、演武等を行うことにより武道を知るきっかけとします。

●鏡開き式（初稽古会）& 武道体験



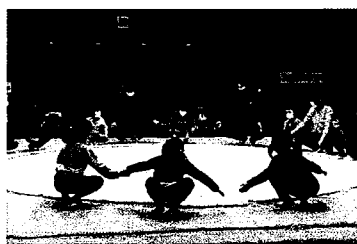
対象	実施回数	実施競技・実施日	参加料 (1回につき)
武道愛好者 地域住民	・年1回	・武道9競技 ・毎年1月第2週日曜	無料

目的	・1年間の武道の上達を願い、初稽古会と演武（競技紹介）を行う。また、新たに武道体験を実施することで併せて武道を「する」機会の提供
根拠法令	・スポーツ基本法、第3期スポーツ基本計画、鳥取県スポーツ推進計画（2019～2023）、鳥取県の将来ビジョン等
経過・成果・改善策 進捗状況の把握	・経過成果：内容のマンネリ化、参加者の減少が顕著 ・改善策：新たに体験会を併せて行うことで活性化を図る ・進捗状況：衰退期
事業開始のきっかけ	・武道の普及振興と1年間の武道の上達を願い実施
上位施策との関連	・地域におけるスポーツクラブ等の活動推進、アスリートの発掘

(イ) 地域出張武道教室・武道体験会と学校等の武道体験受け入れ

保育園や学校等の依頼があれば武道競技団体と協力し、出張武道教室を開催します。また、平日の日中に保育園や学校等の校外学習等の場として、武道体験の受け入れを行います。武道を通して体を動かすだけでなく、礼儀作法や準備、片付け等を一緒に行うことで、礼儀や躰、慎み等の心を養う場としても活用できると考えています。

●地域出張武道教室・武道体験会および地域・学校等の武道体験受け入れ

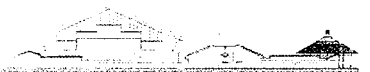


対象	実施回数	実施競技・実施日	参加料 (1回につき)
幼児 小学生 中学生 地域住民	・事前予約制により月1回程度予定 ・1回につき1～2時間程度	・申込状況と依頼競技により協議のうえ決定	・参加講師の謝金 ・職員のみなら無料

目的	・武道は日本の文化的資産であり、武道を通じて礼儀等を学び、武道実技や演武見学等を体験することで武道の普及振興につなげる
根拠法令	・第3期スポーツ基本計画、武道ツーリズム推進方針、鳥取県スポーツ推進計画（2019～2023）、鳥取県の将来ビジョン等

(ウ) 国際大会・全国大会等の大会誘致と合宿誘致等の県施策への積極的推進

ワールドマスターズゲームズ 2021 関西が新型コロナの影響を受け延期となった本大会が、令和9年に開催決定しました。これらの大会に係る合宿誘致やその他の大規模大会等の誘致等、県の施策とあわせて積極的に推進・協力をしていきます。



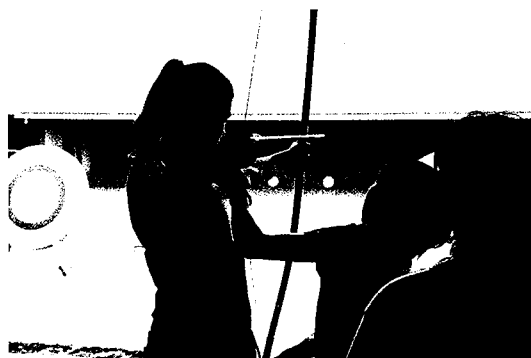
延期されたワールドマスターズゲームズ 2021 関西が令和 9 年に開催決定し、当館では柔道競技を実施予定（公式 HP より）

(エ) 武道ツーリズム・国内武道ツーリズム

当館は境港からも近く、大型クルーズ客船来航時の体験ツアー等を企画することにより、武道ツーリズムの推進による、観光客の呼び込みによる地域経済の活性化を図ります。

武道ツーリズムにより、日本の伝統文化を楽しみながら、体力や精神力を養えるばかりでなく、日本の歴史や文化に触れる貴重な体験ができます。

武道は日本文化として非常に人気が高く、当協会が実施した交流事業等での武道体験でも非常に喜ばれています。




武道ツーリズム実技体験の例

武道体験とあわせて周辺の景勝地や文化的、歴史的な名所を訪れば、日本らしさをより感じることができると考えています。

●体験を可能とする武道競技の例

柔道、剣道、弓道、相撲、銃剣道、空手道、なぎなた、居合道、合気道等

●武道ツーリズム・国内武道ツーリズム（武道館見学ツアー・武道体験）

	対象	実施回数	実施競技・実施日	参加料 (1回につき)
	外国人 観光客	<ul style="list-style-type: none"> 事前予約制により月1回程度予定 1回につき1～2時間程度 	<ul style="list-style-type: none"> 受入人数は1回5名～10名程度 申込状況によって実施回数増を検討 	1人4,000円

目的	<ul style="list-style-type: none"> 武道は日本の文化的資産であり、武道体験や演武見学、武道館内見学等を提供することで、インバウンド誘客や地域活性化につなげる
根拠法令	<ul style="list-style-type: none"> 第3期スポーツ基本計画、武道ツーリズム推進方針、鳥取県スポーツ推進計画（2019～2023）、鳥取県の将来ビジョン等

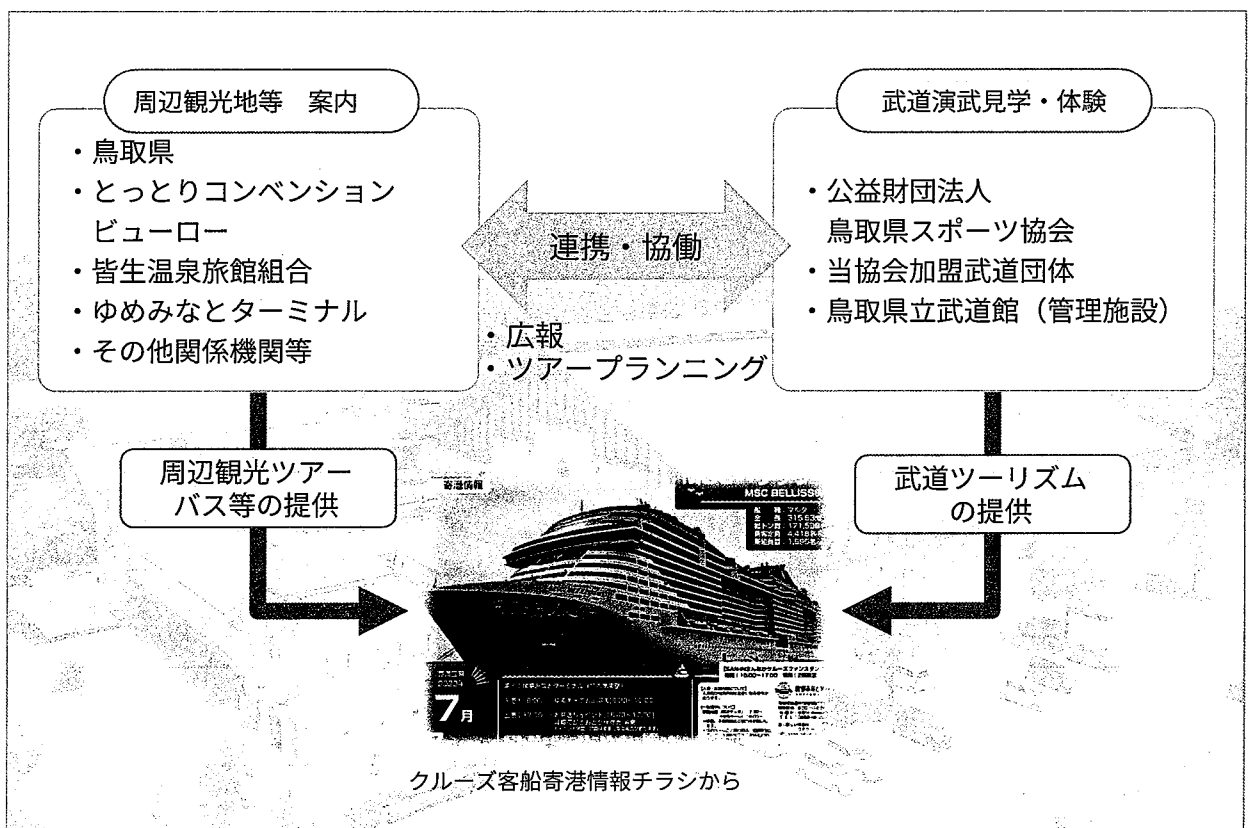


スポーツ庁は、令和2年3月に「武道ツーリズム推進方針」を発表しました。新型コロナの5類移行に伴い、インバウンド需要も回復してきており、「公益財団法人とっとりコンベンションビューロー」、「皆生温泉旅館組合」等と連携したツアーの立案等を行い、実行することで地域経済の活性化を図ります。

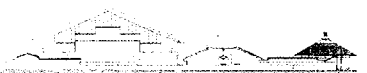
●スポーツ庁「武道ツーリズム推進方針」

3つの 目指すべき姿	「武道が日本発祥であることの国際的認知（プレゼンス）の向上」
	「武道によるインバウンド誘客の促進と地域活性化」
	「武道体験を通じたファン層等の拡大による日本の精神・文化の国内外への普及・発信」

●武道ツーリズム連携イメージ



鳥取県スポーツ推進計画（2019～2023）の施策としてもスポーツツーリズムは記載されており、この武道ツーリズムを新たに実施することにより、鳥取県が誇る武道の聖地である当館を活用し、鳥取県西部地域の武道・スポーツの特性を生かしてスポーツによる地域活性化を進めることができると考えています。



9 障がい者が利用しやすい施設

鳥取県では、「あいサポート条例」を基に、障がい者が暮らしやすい社会づくりを進めています。「障がいを知り、共に生きる」というスローガンのもと、利用しやすいサービスを提供し、働きやすい環境を整備します。また、県が実施・推進する施策に積極的に協力します。

(1) 障がい者が利用しやすい施設とするための取組

当館をご利用いただく障がいのある方でも、安全・安心して施設をご利用いただくために、下記を基本方針としたユニバーサル対応に取り組めます。

●ユニバーサル対応の基本方針と実施内容

バリアフリーな建物設計	当館は全館バリアフリーとして設計されており、車椅子やモビリティスクーターを利用するお客さまも容易に入退場できます。日々の施設点検をしっかりと行い、車いす補助研修等を行うことで、お客さまの安全と快適性を確保に取り組めます。
視覚情報の提供	点字案内板や視覚情報を提供するためのブライコ文字や大文字の看板を設置します。また、タブレット端末の活用による音声案内や音声ガイドを利用することで、情報の共有を容易にします。また、UDフォント等を活用した見やすい表記に取り組めます。
聴覚情報の提供	情報をビジュアルに提供するためにデジタルサイネージを設置します。また、インフォメーションカウンターや受付等での対応時には、手話通訳者の派遣や筆談対応を行い、円滑なコミュニケーションに取り組めます。
アクセシブルな設備と機器	イベント時等には車いす対応席の確保や席の配置に配慮し、簡単に操作できるボタンやスイッチ、音量調整可能な音響設備等（ミライスピーカー等）を導入します。
アクセシビリティ情報の提供	ウェブサイト等において、アクセシビリティ情報を提供します。車いす対応の情報、視覚情報、聴覚情報等を含め、障がいを持つお客さまが施設の利用に関する情報を簡単に入手できるようにします。
オンライン申込の提供	当館に直接足を運ばなくても施設や教室に申し込みが可能なように、オンラインサービスを充実させます。

① 障がい者が利用しやすい施設運営

下記の事項を基本的な考え方とし、障がい者が利用しやすい施設を実現するため、次の取り組みを行い、当館をより利用しやすい場所にします。

●基本的な考え方

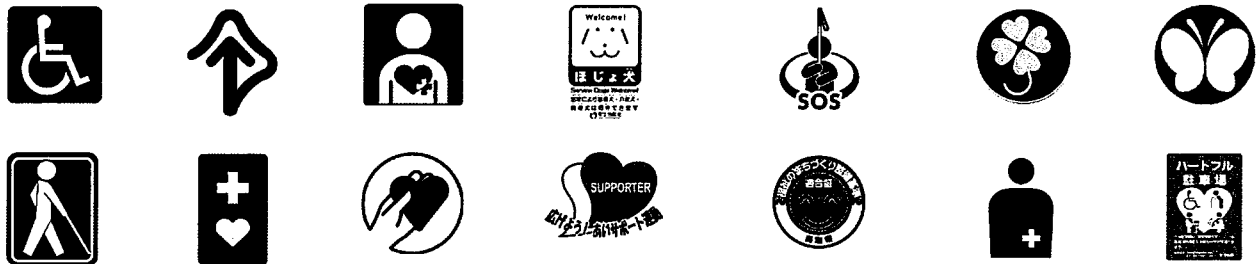
- 1 全ての県民が障がい及び障がい者に対する理解を深めること。
- 2 障がいを理由とする差別の解消を図ること。
- 3 障がい者本人が望む適切なコミュニケーション手段及びその他情報を取得する手段を選択することができるよう支援を充実させることにより、障がい者情報アクセシビリティを保障すること。
- 4 災害時であっても障がい者が安全かつ安心な生活を営むことができるようにすること。
- 5 地域社会において、障がい者が自分らしく安心して生活することができるようにすること。

② 障がい者が利用しやすい施設利用の推進

平成 27 年 3 月に策定された鳥取県障がい者プラン（令和 3 年 3 月に改定）（障害者基本法第 11 条、障害者総合支援法 89 条及び児童福祉法第 33 条の 22 第 1 項に基づく計画）、障害者差別解消法等の関係法令に基づき取り組めます。

●障がい者に優しい施設づくりへの取組

①「障がい者のための国際シンボルマーク」	⑧「盲人のための国際シンボルマーク」
②「耳マーク」	⑨「ヘルプマーク」
③「ハート・プラスマーク」	⑩「サポートマーク」
④「ほじょ犬マーク」	⑪「あいサポート運動」
⑤「白杖SOSシグナル普及啓発」	⑫「鳥取県福祉のまちづくり条例整備基準適合証」
⑥「身体障がい者標識」	⑬「オストメイトマーク」
⑦「聴覚障がい者標識」	⑭「ハートフル駐車場」



③ あいサポート条例への取り組み

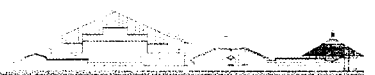
鳥取県では、「あいサポート条例」をもとに、障がい者が暮らしやすい社会づくりを進めています。「障がいを知り、共に生きる」というスローガンのもと、利用しやすいサービスを提供し、働きやすい環境を整備します。また、県が実施・推進する施策に積極的に協力します。



職員があいサポートバッジを着用

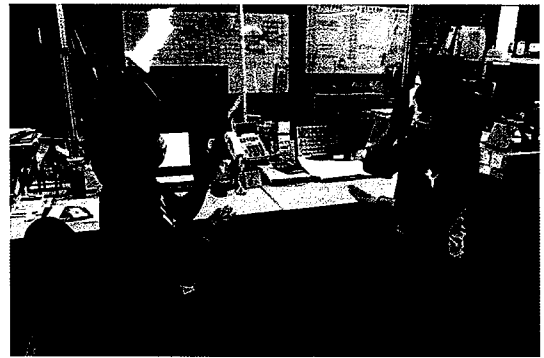
●あいサポート条例への取り組み

- 1 外部のあいサポート研修への参加
- 2 職員をあいサポートメッセンジャーへ登録
- 3 あいサポート研修参加職員を講師として職員研修の実施
- 4 あいサポート団体として認定
- 5 あいサポートバッジの着用義務化
- 6 あいサポート運動の啓発
- 7 ヘルプマーク・ヘルプカードの対応と啓発



④ 鳥取県手話言語条例への取り組み

鳥取県は、あいサポート運動の発祥地です。鳥取県手話言語条例（平成25年10月11日施行）は、手話ができる者とうる者以外の人々をつなぎ、うる者の人権を尊重し、互いを理解し共生する社会を築くために制定されていることから、下記について取り組みます。



職員相互の手話研修

●手話言語条例への取り組み

- 1 鳥取県手話言語条例を理解し、武道館職員間で情報共有を図ります。
- 2 職員研修を実施し、手話の基礎的なコミュニケーションスキルを向上させます。
- 3 武道館内の案内表示や掲示物を手話に対応させ、手話を使用するお客さまに配慮します。
- 4 イベント時に手話通訳者の派遣や手話ガイドの提供を検討し、手話を話せないお客さまのサポートを強化します。
- 5 障がい者団体や地域の手話コミュニティと連携し、イベント時に手話の普及と理解を広げる機会を提供します。
- 6 スマートフォンの音声認識機能や便利なアプリを使って、うる者との意思疎通や手話会話をサポートする研究を進めます。また、職員研修にも活用できるように取り組みます。

⑤ 障がいのあるお客さまへの配慮 新規

障がい者の方の更衣が、介助者が異性の場合に使用できる更衣室をカーテンやパーテーションで仕切りをする工夫を行い、要望に応じて、別途専用の更衣室を用意する等の配慮をします。

また、車いすが必要な方が自由にご利用いただけるよう車いすを常設し、車いす対応の介助研修を行う等、適切にお手伝いができるようにします。

さらに、受付に筆談セットを設置し、使用する際には下記のポイントを徹底します。障がいのある方への理解を深め、快適に利用できる施設づくりを目指します。



車いす介助研修

●車いす介助の留意点

- 1 止まる時や車いすから離れる時は必ずブレーキをかける。
- 2 常にスピードの確認
- 3 フットサポートやアームサポートから出ている手足が物や人とぶつからないよう注意
- 4 できる限り、停止した状態が低速時にゆっくりと方向転換

筆談時の5つのポイント

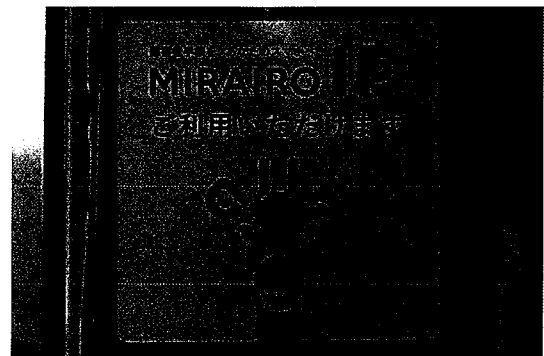
- 1 伝えたいことを明確かつ簡潔に伝える。
- 2 読みやすい文字で書く（相手にとって読みやすい文字を使う）。
- 3 相手の反応を確認するために、確認の意思表示を行う。
- 4 相手の理解度を把握し、必要に応じて言い換える。
- 5 ポジティブな態度で筆談を進める。

⑥ MIRAIRO ID が使える施設として登録

新規

減免利用時の確認書類として、「MIRAIRO ID」での減免確認も可能なようにします。障害者手帳をスマートフォンアプリで提示できることで、障がい者利用の利便性向上を図ります。

また、「MIRAIRO ID」が使える施設として「MIRAIRO ID」ホームページに登録し、障がい者の方の利用促進につなげます。



「MIRAIRO ID」が利用可能なステッカーの掲示

⑦ 障がい者就労施設からの物品調達

現指定管理期間は新型コロナウイルスの影響もあり、物品調達が当初計画より少なくなりましたが、障害者優先調達推進法の趣旨に則り、障がい者就労施設から年間 5 万円以上の物品調達を行います。

●現指定管理期間における障がい者就労施設からの物品購入実績

年度	発注先	購入物品	金額
令和元年度	米子ワークホーム	1月利用券2冊、回数券一般20冊、封筒（長型3号）1,000枚、一般利用券10冊	42,622円
令和2年度	米子ワークホーム	回数券一般20冊、封筒（長型3号）2,000枚	32,560円
令和3年度	米子ワークホーム	封筒（角2号）1,000枚、武道合同体験会ポスター	41,140円
令和4年度	米子ワークホーム	封筒（長型3号）1,000枚、封筒（角2号）500枚、回数券一般50冊	44,990円

⑧ ウェブアクセシビリティの確保

当協会では、「年齢や障がいの有無を問わず、誰にとってもわかりやすく利用しやすいホームページの実現」を目指し、ホームページのアクセシビリティの向上に努めています。

平成 28 年 3 月 22 日に改正された JIS X 8341-3:2016「高齢者・障害者等配慮設計指針-情報通信における機器、ソフトウェア及びサービス-第 3 部：ウェブコンテンツ」に基づき、アクセシビリティ方針を定めています。



当協会ウェブアクセシビリティの
対象範囲

当協会ホームページおよび管理施設ホームページ
事務局および管理施設5施設

●ウェブアクセシビリティの対策例

- 1 すべてのページに固有のタイトルを付ける。
- 2 画像の代替テキストを提供する。
- 3 半角カタカナや機種依存文字を使用しない。
- 4 音声読み上げに配慮したテキスト表記をする。
- 5 使いやすくわかりやすいリンクを提供する。
- 6 文字サイズを変更できるようにする。
- 7 見出しなど適切な要素を用いて文書構造を規定する。
- 8 文字サイズ・背景色の変更機能を付ける。

⑨ ウェブアクセシビリティの維持・向上の取組

職員研修や専門業者からの提案・アドバイスにより継続的にウェブアクセシビリティの維持・向上に取り組めます。

●維持向上の取り組み

研修会の実施

アクセシビリティ研修会の実施（年2回）等

●例外事項 ※以下の事項については対象範囲外とします

PDFファイル

可能な限り達成基準に配慮して作成いたしますが、現状ではすべてのPDFファイルへのウェブアクセシビリティへの対応は、情報量および技術的な観点から困難なため、対象範囲に含めません。

動画を掲載
するページ

動画ファイルについては、可能な限りテキストでの代替情報を提供いたしますが、現状ではすべての動画ファイルへのウェブアクセシビリティ対応は困難なため、当該ページは対象範囲に含めません。

達成している
適合レベル

PDFファイル JISX8341-3:2016の適合レベルAAに準拠
「適合レベルAAに準拠する」という表記は、情報通信アクセス協議会ウェブアクセシビリティ基盤委員会「ウェブコンテンツのJIS X 8341-3:2016 対応度表記ガイドライン」で定められた表記により、適合レベルAに準拠することに加え、適合レベルAAの達成基準を満たすことを意味します。

●達成基準

2.1.3

キーボード（例外なし）の達成基準（コンテンツのすべての機能をキーボードで操作できるようにします）

2.3.2

3回のせん（閃）光の達成基準（1秒間に3回以上の頻度で点滅することがないようにします）

(2) 障がい者スポーツの普及振興に係る事業・取組

当協会は一般社団法人鳥取県障がい者スポーツ協会とも連携（平成30年4月1日に鳥取県における障がい者スポーツの振興に資するため包括的連携に関する協定書を締結）し、障がい者スポーツ（以下「パラスポーツ」という。）大会の誘致や体験会を実施することで、「障がい等を問わず誰もが適性等に応じてスポーツに参画する」ことができるよう積極的に支援していきます。

●基本的な考え方

- 1 障がい児のスポーツ活動の推進
- 2 障がい者のスポーツ活動の推進
- 3 障がい者と障がいのない人が一緒に行うスポーツ活動の推進
- 4 障がい者スポーツに対する理解促進
- 5 障がい者スポーツの推進体制の整備等

① 武道・パラスポーツ合同体験会の開催

令和3年度からパラスポーツ体験（ボッチャ）、ニュースポーツ体験を取り入れ、今後も武道とパラスポーツを併せた普及振興に取り組みます。（詳細は121ページに記載）



ボッチャ体験（武道・パラスポーツ合同体験会）

② パラスポーツ大会・ニュースポーツ大会等への派遣協力

ふうせんバレー等のパラスポーツ大会、ニュースポーツ大会へ当会職員をスタッフとして派遣し、パラスポーツ活動を支援します。

また、職員の対応研修等を実施し、大会運営等に参加することで職員のスキルアップを図ることもできると考えています。



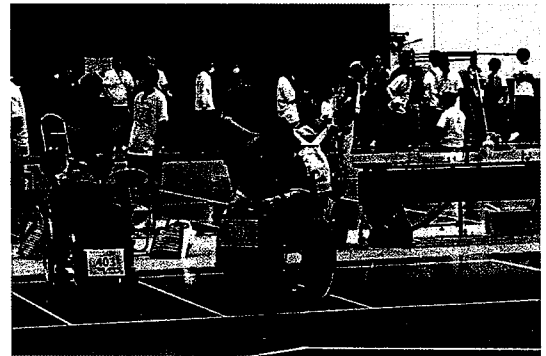
ふうせんバレー大会に職員1名を派遣（令和5年度）



③ パラスポーツ大会等の誘致推進

当館は完全バリアフリーな施設であることを活かし、ボッチャ等の当館でも実施可能なパラスポーツ大会の誘致を積極的に推進します。

米子サンアビリティーズが鳥取県西部地区における障がい者スポーツ拠点施設であり、医療法人養和会等の障がい者スポーツ活動に積極的な団体と連携を図り、大会誘致等を行います。



当館で実施されたボッチャ大会（令和5年度）

④ パラスポーツの普及と啓発

パラスポーツの普及と啓発のため、鳥取県障がい者スポーツ協会等のパラスポーツ団体が開催する体験会やイベント等の啓発活動を積極的に行います。

⑤ パラスポーツに関する情報提供

館内の情報コーナーに、障がい者スポーツ関連の情報誌等を設置することにより、当館をご利用になるお客さまに広く障がい者スポーツへの理解とスポーツに気軽に参加できる環境づくりを行います。

⑥ パラスポーツ・インクルーシブスポーツの普及振興事業 新規

パラスポーツ・インクルーシブスポーツの普及振興のための体験事業等を実施します。障がいのある人たちや健常者が一緒に参加し、スポーツを通じて交流やコミュニケーションを図ります。競技の種類は様々で、健康促進やコミュニケーション能力の向上等、さまざまなメリットが考えられます。

●体験を実施検討するパラスポーツ・インクルーシブスポーツ

パラスポーツ	インクルーシブスポーツ
ボッチャ	フライングディスク、モルック、車いすウォーキング等

⑦ ニュースポーツ用品の購入 新規

障がい者と健常者が一緒に参加できるニュースポーツ用品を購入し、体験イベントや貸し出し等を行います。現在行っている健康運動系教室にも取り入れることにより、パラスポーツへの理解や健康促進を目指します。

⑧ 公認パラスポーツ指導員の取得推進

当協会職員の、公認パラスポーツ指導員の資格取得を推進し、パラスポーツ活動のお手伝いができるよう支援していきます。現在、当館には4名の公認初級パラスポーツ指導員が在籍しています。

10 組織及び職員の配置等

当協会は長年の管理運営経験とノウハウを活かし、お客さまの安全・安心・快適な利用に取り組んできました。地域社会の活性化を目指し、これまでの経験や実績、運営ノウハウに基づいた規程やマニュアルを活用します。当館が鳥取県の武道の聖地として、ご利用いただくお客さまのために効率的で安全・安心な管理運営体制を整え、全力で取り組みます。

(1) 管理運営の組織

当館の設置目的に基づき、専門的な知識と経験を持つ職員を配置します。武道の指導力や武道施設管理のノウハウを備えたスタッフが多数在籍し、親切かつ丁寧な対応、素早く積極的な行動を心掛けます。お客さまの立場に立った行動を常に心がけ、お手伝いさせていただきます。

① 当館の職員体制

お客さまに安全かつ安心してご利用いただくため、以下の職員体制で施設を運営します。

ア 責任者の配置と人選

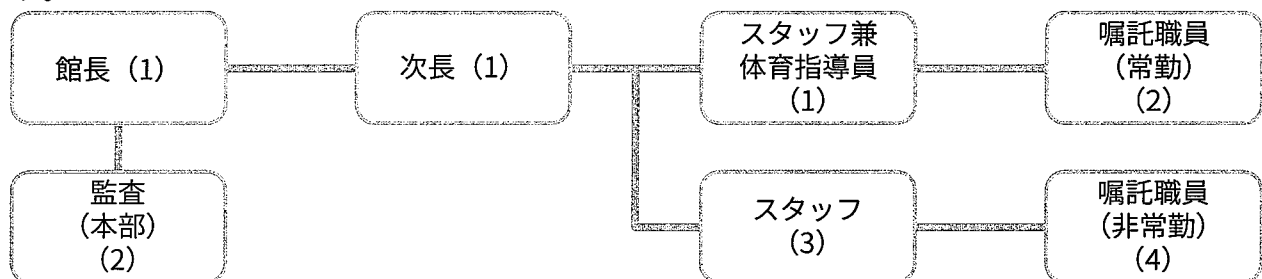
施設の管理統括責任者として、館長 1 名を配置します。

施設管理及び運営全般、鳥取県の武道（スポーツ）の普及振興を推進するための見識が深く、調整力に優れた人材を配置します。

また、館長が不在の場合の管理運営責任者として、管理運営と緊急時の対応が可能な職員として、次長を 1 名配置します。

イ 職員配置

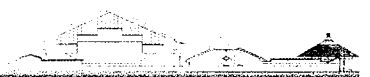
館長、次長の他に会計・事務処理等の経理を担当する職員 2 名、施設・設備の維持管理と教室・トレーニング指導やイベント運営を担当する職員計 4 名の常勤職員（嘱託職員（常勤）含）、嘱託職員（非常勤） 4 名（毎日 1～3 名）を配置した合計 12 名で当館の管理運営業務を行います。



② 武道・スポーツの経験豊富な有資格者と各競技に精通した職員配置

職員には長年当館の管理運営を担ってきた経験豊富な人材が多数在籍しており、公認上級スポーツ施設管理士等のスポーツ施設管理に活かすことのできるさまざまな資格を有しています。

また、武道段位や武道・スポーツの公認指導資格（(公財)日本スポーツ協会公認コーチ 1 等）を多数有し、お客さまにより安全・安心して施設をご利用いただける管理運営を行います。

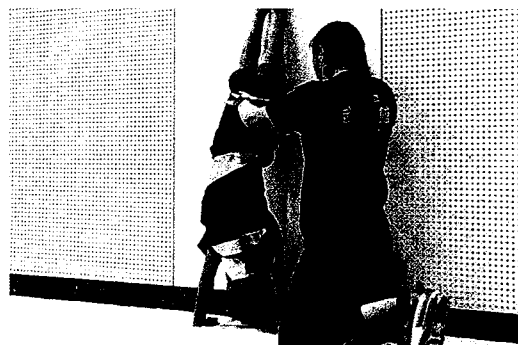


さらに、武道特有の施設・設備の管理には専門的知識が求められます。また、弓道の遠的・近的の両方を備えた施設は県内に2箇所しかなく、鳥取県武道の聖地として、施設効用を最大限に発揮させるためには、各競技に精通した職員を配置し、大会運営サポート業務や指導業務ができる体制を整えます。

- 1 上級スポーツ施設管理士等のスポーツ施設管理にたけた有資格者を配置します。
- 2 武道・スポーツの有資格者で（公財）日本スポーツ協会公認資格者を配置します。
- 3 現在の職員の継続雇用を原則とします。



相撲専門職員による相撲の体験指導



器械体操専門職員による体操指導

③ 職員相談窓口の設置

令和2年6月の「パワハラ防止法」（改正・労働施策総合推進法）施行により、ハラスメント相談窓口の設置が大企業に義務化されました。令和4年4月1日から中小企業も相談窓口の設置が義務化されたことから当協会内にも設置しています。

また、相談窓口に女性担当者を配置することにより、女性からの相談を受けやすい環境を整えています。当協会 HP、各管理施設にもハラスメントに関する啓発チラシを掲示する等、日頃からの啓発活動、職場におけるハラスメント防止研修・講習も行っています。

(2) 職員の職種等

仕様書に記載される要件のほかに、公認上級スポーツ施設管理士（公益財団法人日本スポーツ施設協会）等の有資格者や武道・スポーツ指導の資格等を保有する職員を配置し、専門的な知識・技能・経験を活かした教室の開催や施設の管理運営を効率的に行います。

① 職員の職種

当館の管理運営に適した人員を配置することで、お客さま満足度の向上のための接遇の改善や安全・安心な施設提供ができる体制づくりに取り組みます。

職種	雇用関係	月勤務日数	担当する業務内容	年間人件費(千円)
館長	常勤	21日	管理責任者	8,027
次長	常勤	21日	管理責任者補佐、利用許可、事業統括、予算・決算、受付	3,823

③ 当協会職員の保有資格

当協会職員には武道・スポーツ施設を管理運営するうえで必要な専門資格や武道・スポーツ指導に欠かせない資格等幅広い資格を有する者を多数雇用しており、お客さまに安全・安心して当館をご利用いただけるよう努めます。

●当協会職員保有資格（スポーツ指導等関係資格）

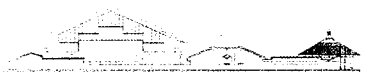
講道館柔道初段

講道館柔道二段

講道館柔道六段

- (公財) 全日本柔道連盟柔道 A 級審判員
- (公財) 全日本弓道連盟弓道五段
- (公財) 全日本弓道連盟弓道錬士五段
- (公財) 全日本弓道連盟公認地方委員資格
(審査委員・審判委員・講師)
- (公財) 全日本弓道連盟錬士六段
- (公財) 全日本空手道連盟空手道県審判員(形)
- (公財) 全日本空手道連盟空手道地区審判員(組手)
- (公財) 全日本剣道連盟剣道二段
- (公財) 全日本剣道連盟剣道範士八段
- (公財) 全日本剣道連盟剣道四段
- (公財) 全日本柔道連盟公認指導者 A 級
- (公財) 日本相撲連盟相撲四段
- (公財) 日本相撲連盟相撲六段
- (公社) 全日本銃剣道連盟短剣道範士八段
- (公社) 全日本銃剣道連盟銃剣道範士八段
- (公財) 全日本空手道連盟公認六段
- (公財) 全日本空手道連盟公認五段位
- (公財) 全日本空手道連盟地区組手審判員資格
- (公財) 日本スポーツ協会公認銃剣道コーチ2
- (公財) 日本スポーツ協会公認弓道コーチ1
- (公財) 日本スポーツ協会公認空手道コーチ1
- (公財) 日本スポーツ協会公認空手道コーチ3
- (公財) 日本スポーツ協会公認相撲コーチ1
- (公財) 日本スポーツ協会公認柔道コーチ3
- (公財) 日本スポーツ協会公認バレーボールコーチ1
- (公財) 全日本スキー連盟公認B級検定員
- (公財) 全日本スキー連盟公認正指導員
- (公財) 日本スポーツ協会公認水泳コーチ3
- (公財) 日本サッカー協会公認D級コーチ
- (公財) 日本サッカー協会公認サッカー 4 級審判員
- (公財) 日本水泳連盟基礎水泳指導員
- (公財) 日本水泳連盟公認水球審判3級
- (公財) 日本水泳連盟公認競技役員競泳C級審判員
- (公財) 日本スポーツ協会公認ジュニアスポーツ指導員
- (公財) 日本スポーツ協会
公認スポーツクライミングコーチ1
- (公財) 日本スポーツ協会公認スポーツプログラマー
- (公財) 日本スポーツ協会公認スポーツ指導者(カヌー)
- (公財) 日本スポーツ協会公認レスリングコーチ1
- (公財) 日本体操協会トランポリン公認普及指導員
- (公財) 日本バドミントン協会公認審判員3級

- (公財) 日本ホッケー協会公認審判D級
- (公財) 日本陸上競技連盟公認A級審判員
- (公財) 日本陸上競技連盟公認陸上審判員B級
- (公財) 日本レクリエーション協会
公認中級レクリエーションインストラクター
- (公財) 日本卓球協会公認審判員
- (公財) 健康・体力づくり事業財団日本健康運動指導士
- (公財) 日本スポーツ協会公認飛込コーチ4
- (公財) 日本スポーツ協会公認卓球コーチ3
- (公財) 日本スポーツ協会公認バドミントン指導員
- (公財) 日本グラウンドゴルフ協会3級普及指導員
- (公財) 日本スポーツ協会公認水泳教師
- (公財) 日本スポーツ協会公認スケートコーチ3
- (公財) 日本スポーツ協会公認水泳コーチ1
- (公財) 日本バドミントン協会公認III種審判員
- (公財) 日本ホッケー協会C級審判員
- (公財) 日本ライフセービング協会認定インストラクター
- (公財) 日本山岳スポーツクライミング協会
公認C級ルートセッター
- (公財) 日本陸上競技連盟公認ジュニア指導員専門科目終了
- (一社) 日本アクアサイズ協会プール衛生管理者
- (一社) 日本アクアサイズ協会水中運動指導士
- (公財) 鳥取県スポーツ協会公認トレーナー
- (公財) 日本スポーツ協会公認体操競技コーチ3
- (公財) 日本スポーツ協会スポーツ少年団認定員
- (公財) 日本スポーツ協会公認アシスタントマネージャー
- (公財) 日本スポーツ協会公認スポーツリーダー
- (公財) 日本スポーツ協会公認レスリングコーチ1
- (公財) 日本スポーツ協会公認セーリングコーチ4
- (公財) 日本スポーツ協会公認テニスコーチ1
- (公財) 日本スポーツ施設協会公認トレーニング指導士
- (公財) 日本パラスポーツ協会公認初級パラスポーツ指導員
- (公財) 日本パラスポーツ協会公認中級パラスポーツ指導員
- (公財) 日本ライフセービング協会ベーシックライフセイバー
- (公財) 日本山岳スポーツクライミング協会
スポーツクライミングC級審判員
- (公財) 日本水泳連盟公認競技役員・B級審判員
- (公財) 日本体操協会審判資格(二種)
- (公財) 日本卓球協会卓球3段
- (公財) 日本卓球協会卓球初段
- SAJテクニカルプライズ
- SIA技術検定ゴールド
- SIAスキー教師
- ジョギング指導士
- スペシャルオリンピックス日本コーチクリニック講習修了
- 日本卓球バレー連盟公認指導者



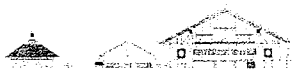
●当協会職員保有資格（施設管理・その他資格）

(公財) 日本スポーツ施設協会公認スポーツ施設運営士	教員免許（高一普・中一普（国語））
(公財) 日本スポーツ施設協会公認スポーツ施設管理士	教員免許（高二普・中一普（保健体育））
(公財) 日本スポーツ施設協会公認上級スポーツ施設管理士	教員免許（小二種）
(公財) 日本スポーツ施設協会 スポーツ救急手当プロバイダー	教員免許（小一種）
(公社) 日本プールアメニティ協会公認プール衛生管理者	公益法人会計検定3級
2級ボイラー技士	公益法人会計検定初級
PADILレスキューダイバー	工事担任者アナログ・デジタル第1種
TOEIC745	甲種防火管理者
あいサポートメッセンジャー講習修了	歯科衛生士国家資格
英語検定4級	書写技能ペン字検定3級
応急手当普及員	植物雑貨クリエイター
危険物取扱者（丙種）	製菓衛生師免許
クレーン運転士	全経秘書能力検定2級
小型車両系建設機械運転免許	全国商業高等学校協会主催コンピュータ利用技術検定2級
サーティファイExcel表計算処理技能認定試験3級	全国商業高等学校協会主催商業経済検定1級
サーティファイWord文書処理技能認定試験3級	全国商業高等学校協会主催簿記検実務定3級
サーティファイWord文書処理技能認定試験3級	全国商業高等学校協会主催簿記検実務定1級
社会教育主事	全国商業高等学校協会主催ワープロ実務検定2級
赤十字救急法救急員	全国商業高等学校協会主催情報処理検定2級
赤十字水上安全法指導員（Ⅱ）	全国商業高等学校協会主催情報処理検定1級
第2級特殊船舶免許	全国商業高等学校協会主催ワープロ実務検定3級
第3級特殊船舶免許	全国商業高等学校協会主催英語検定2級
玉掛技能者	全国商業高等学校協会主催商業経済検定3級
中型自動車第一種運転免許	大型自動車第一種運転免許
とっとり障がい者仕事サポーター	第一種衛生管理者
日商珠算能力検定試験3級	第二種電気工事士免許
ファイナンシャルプランナー2級	宅地建物取引士
フォークリフト免許	中央職業能力開発機構コンピュータサービス技能評価 表計算部門3級、ワープロ部門3級
普通自動二輪車免許	中央職業能力開発協会主催コンピュータサービス技能評価試 験 ワープロ部門2級 取得 2級ワープロ技士
ホイラー取扱技能講習修了者	電気（低圧）取り扱い業務特別教育終了
簿記・会計資格等	電気主任技術者第3種
安全衛生管理者研修終了	特別管理産業廃棄物管理責任者
安全管理者等安全担当者研修受講	日本商工会議所簿記検定3級
医療事務技能審査2級メディカルワーク取得	日本商工会議所簿記検定2級
応急手当指導員	日本赤十字社AED救急法講習終了
介護ホームヘルパー2級	認知症サポーター
危険物取扱者乙種4類	普通救命講習終了
危険物取扱者免状甲種4類	普通自動車免許2種
教員免許 中・高（英語）	暴力団等不当防止講習終了
教員免許 中・高専修免許（保健体育）	木製床管理
教員免許（高一種（社会））	遊具の日常点検講習会修了
教員免許（高一種（公民）・中一（社会））	幼児安全法支援員
教員免許（高一種・中一（保健体育））	

(3) 現在の指定管理者の雇用する施設職員の継続雇用に関する方針

当協会は、現当館職員について、引き続き施設の管理運営に従事することを希望する者の継続雇用を原則とし、「人材は財産」を基本的な考え方としています。「県民の体力向上及びスポーツ精神の高揚」の実現に向けて、職員一人ひとりがいきいきと、やりがいをもって働き、もてる力を最大限発揮できる職場を目指します。

- 1 性別・年齢・障がいの有無等による差別をしない「人物本位の採用」
- 2 個々の能力を活かすための「適材適所の人材配置」
- 3 個々の役割と成果に応じた「適格な処遇」



また、今日では、心身の健康問題を抱える人も多く、メンタルヘルスの大切さは誰もが認めるところです。ワーク・ライフ・バランス（生活と仕事を調和させることで得られる相乗効果、好循環）を実現するためにも、時間外労働の削減と有給休暇取得を推進し、積極的に働き方改革を推進していきます。

(4) 日常の職員配置

勤務のローテーションは、労働基準法等の関係法令を遵守したうえで、適正な職員配置を行い、館長不在の場合に事故や事件災害等が発生した場合には緊急連絡網を使用し、館長及び当協会事務局担当者に連絡・報告する等、1次対応が遅れない体制を整えます。

① 標準的な職員配置

職員配置はつぎの考え方とローテーションを基本とし、当日の利用状況等に応じて柔軟な対応ができるよう勤務体制をとります。

●勤務体制図（通常の1日体制例）（開館時間9：00～22：00）

業務内容	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22
施設管理運営責任者																
受付・窓口担当①																
受付・窓口担当②																
受付・窓口担当③																
施設管理担当①																
施設管理担当②																
施設管理担当③																
管理運営担当																
環境整備担当																

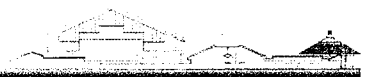
●一週間の勤務ローテーション（例）

	月	火	水	木	金	土	日
館長	A	A	休	休	A	A	C
次長	A8	休	E	A8	E	休	A
スタッフ	A	A8	休	D	A	A	休
スタッフ兼体育指導員	C	C	休	C	A8	A	休
スタッフ	B	休	A	C	休	A⑦	A
嘱託職員（常勤）	A	休	C	休	C	C	A
嘱託職員（常勤）	B	休	A8	B	C	A	休
嘱託職員（常勤）	休	C	C	D	休	A	A⑦
嘱託職員（非常勤）	休	休	◎	◎	◎	休	休
嘱託職員（非常勤）	◎	◎	◎	◎	◎	休	休
嘱託職員（非常勤）	休	休	休	◎	休	◎	◎
嘱託職員（非常勤）	◎	◎	休	休	休	休	休

(勤務時間)
 A 8:30～17:15/B 11:45～20:30/C 13:30～22:15/D 9:30～18:15/E 12:30～21:15/
 ◎ 8:30～12:30/◎ 8:00～12:00/◎ 17:15～22:15/◎ 8:30～14:15/
 A◎ 6:30～15:15/A⑦ 7:00～15:45/A⑦ 7:30～16:15/A8 8:00～16:45

② 嘱託職員（常勤・非常勤）の労働条件

労働条件は、当協会職員就業規則、嘱託職員就業規則及び労働基準法の定めるところにより



ます。

比較項目	既設職員(常勤)	既設職員(非常勤)	新規	
雇用契約	労働条件の書面による提示	労働条件通知書	労働条件通知書	
労使協定	就業規則の作成状況	有	有	
	労使協定の締結状況	有	有	
労働時間	所定労働時間	8時間/日	4~5時間/日 8時間/日	
	時間管理の手法	タイムカード及び使用者が確認	タイムカード及び使用者が確認	
給与	休暇、休日の状況	年16日	労基法の定めにより 年0日から年20日	
	給与金額	168,550円/月	65,598円/月	※直近の平均月額
	最低賃金との比較	適	適	
安全衛生	支払い遅延等の有無	無	無	
	一般健康診断の実施		年1回実施	
	産業医の選任	選任の要否：否	選任状況：選任なし	
	安全管理者の選任	選任の要否：否	選任状況：選任なし	
	衛生管理者の選任	選任の要否：否	選任状況：選任なし	
	安全衛生推進者（衛生推進者）の選任	選任の要否：要	選任状況：選任あり	

(5) 人材育成

すべてのお客さまによりよいサービス提供と安全・安心・快適な施設の管理運営を行うためには、職務を遂行する職員は貴重な財産であり、その資質と能力の向上が必要不可欠です。

人材育成にはさまざまな研修等による人材開発に積極的に取り組み、安心して働ける環境づくりを行います。



オンライン動画を活用した職員研修（救命講習）

① 就業体制・労働法規遵守・福利厚生 の体制

労働基準法やその他の労働関係法規を遵守した就業体制を確保し、職員に過重な業務の負担を強いることがないよう取り組みます。

コンプライアンス違反や公正な職務執行をおびやかす疑いがあるときは、調査・告発・再発防止等の措置を行い、「当協会職員就業規則」にしたがって対応します。

福利厚生については、必要な社会保険に加入するとともに、職員のワーク・ライフ・バランスの向上を推進し、育児休暇や各種休暇が取得しやすい環境と制度を整備するよう取り組みます。

各種休暇の取得推進

有給休暇、介護休暇、育児休暇等の取得を促進し、時間外労働時間削減等の働き方改革を推進します。

職員の安全と健康の確保

労働安全衛生法に基づき、職員安全衛生管理規定を制定し、遵守します。健康管理医を委嘱し、全職員を対象に年1回の健康診断を義務づけ、快適な職場環境を目指します。

各種相談窓口の設置	当協会事務局にハラスメント相談窓口を設置し、適切に対応します。
職員勤務評定の実施	組織の活性化と職員のモチベーションアップのため、日常の実績及び成果が客観的かつ公平・公正に評価できる制度を実施します。
定年後の継続呼応制度導入	職員が安心して働き続けることができるよう、定年後の継続雇用制度を設けます。
鳥取県公社・事業団等職員互助会へ加入	職員やその家族を対象として、文化活動や健康づくり、資格取得等に助成する制度に加入します。

② 研修基本方針

優れた施設サービスを提供していくため、職員研修の目標を次のように設定し、コンプライアンス向上に向けた取り組みを継続するとともに、お客さまの目線で誠実に職務を遂行することにより、お客さまの信頼に添えていきます。

●職員研修基本方針

- 1 使命感、倫理観の確立、豊かな人権感覚等の意識の涵養（かんよう）を図ること。
- 2 責任感、チャレンジ精神、規律性等、仕事への取組姿勢を身につけること。
- 3 職務遂行力、組織支援力、課題設定力、実行力、組織運営力といった、職員に求められる能力の向上を図ること。
- 4 職務に関する実務知識とともに、社会経済全般に関する幅広い知識の習得を図ること。
- 5 職員相互が高め合い、職務を協力・協働して遂行する連帯感を醸成すること。

③ 研修計画

各施設において良質なサービスが提供でき、安全・安心して施設を利用いただけるよう、職場内研修や外部・集合研修等を含めた体系的な研修計画により職員の資質向上に取り組みます。

また、資格取得や研修会に職員が参加しやすい体制がとれるよう、勤務ローテーション等により、施設が運営できる体制をとります。



危機管理研修（毎月の救命講習）

ア 職場内研修(OJT)

職員の業務能力向上を図るため、定期的を実施します。障がいのある方に対応するための手話や筆談、あいサポート研修、お客さまの命を守るための危機管理研修（消防訓練・防犯訓練）



等を行い、サービスの向上、安全・安心して施設が利用できるよう取り組みます。

イ 外部・集合研修(OFF - JT)

個人情報保護に関する研修等、当協会事務局が開催する研修会、不当要求行為や安全・衛生に関する研修会等の外部研修会にも積極的に参加し、幅広い分野の知識習得を目指します。

ウ 人権啓発研修・自己啓発研修(SDS)

お客さまの公平・公正な利用の確保、職員個人の人権啓発が必要なことから、鳥取県が推奨する研修会等に常勤職員は年2回以上参加します。

また、職員の資質向上のため、武道・スポーツの指導に必要な資格取得については、特に積極的に推進します。

●鳥取県が示す人権尊重の基本理念

- 1 一人ひとりが自己決定権に基づいて個性と能力を発揮（自己実現）する公平な機会が保障された社会の構築
- 2 人権侵害、差別をもたらす社会的要因の解消と一人ひとりの人権意識の高揚
- 3 すべての人の尊厳と社会参加が保障され、等しく社会の一員として尊重される社会の実現

エ 資格取得と研修会参加の推進

当館をよりよく管理運営していくうえで、当協会職員の資格取得や研修会参加は必要不可欠です。当協会が指定する資格や県の研修会・講習会等に参加する場合に職務を免除する制度を導入し、資格取得がしやすい環境を整え、職員個々のレベルアップが図れるよう取り組みます。



当協会職員スキルアップのための研修参加（弓道）

●鳥取県立武道館 年間研修計画一覧

月	研修項目	研修対象	研修内容
	規程・規則の理解	初、中堅スタッフ	・当協会規程、就業規則の理解
	接遇研修	全職員	・応接技術だけでなく、全てのお客さまに対する心のバリアフリーを習得
4	経理研修	経理・福利厚生担当者	・スポーツ施設共通の経理の習得研修 ・施設の特徴を踏まえた施設管理の習得
	衛生管理と機器メンテナンス	指導員	・日常清掃作業基準と実施方法
	基礎事務研修	初、中堅スタッフ	・受付、施設予約サービス、利用料の取扱の習得

月	研修項目	研修対象	研修内容
5	改正規程、規則の理解	管理職	・改正された当協会諸規程、就業規則の理解
	普通救命講習（AED取扱含）	全職員	・応急手当、怪我等万一の対応力の習得
	社会保険実務研修	経理・福利厚生担当者	・給付内容の理解 ・手続き方法の習得
	安全監視研修	指導員	・事故を未然に防ぐ方法等 ・お客さまに対するアプローチ法
6	法令順守研修	管理職	・個人情報研修 ・労働関係法規研修 ・運営に必要な法規研修
	防犯・危機管理研修	初、中堅スタッフ	・消防計画の理解（避難経路の確認、消防設備の理解） ・不審者対応
6～11	人権研修	全職員	・人権集会及び研修会、小座談会等への参加を通じた人権意識の高揚（年2回以上）
7	救急法・応急手当	全職員	・救急法の技術の向上、知識の習得
8	個人情報保護法に関する研修	初、中堅スタッフ	・個人情報保護規程理解
9	リーダーシップ研修	管理職	・スタッフの魅力の最大限の活用 ・モチベーションの維持
	蘇生法・救急法	指導員	・心肺蘇生法（AED取扱含） ・応急手当の知識・技術の習得
10	メンタルヘルス対策研修	管理職	・安全配慮義務の理解と業務上ストレスの排除及び対処法の習得
11	環境問題研修	全職員	・環境型社会の構築能力の習得
毎月	普通救命講習	全職員	・応急手当、AEDの取り扱いの実践
随時	指導員資格取得支援	指導員	・日本スポーツ協会公認資格取得等の各種スポーツに関する資格取得支援

【研修対象】

初、中堅スタッフ…副主幹、スタッフ、体育指導員、嘱託職員 / 管理職…館長、次長、スタッフ、体育指導員
 経理・福利厚生担当者…担当者 / 指導員…体育指導員、スタッフ等

(6) 障がい者又は高齢者の雇用計画

障がい者又は高齢者（65歳以上）の就労機会の確保、拡大を図るために、直接雇用を推進し、下記のとおり計画します。

区分	職種（職名）	雇用関係	月勤務日数	従事する業務内容	人数	備考
障がい者	なし	なし	なし	なし	0人	当協会他管理施設での雇用
	計					0人
高齢者	施設管理	嘱託職員（非常勤）	19日	植栽管理、夜警、受付	1人	当館雇用
	施設管理	嘱託職員（非常勤）	9日	夜警、受付	1人	当館雇用
	計					2人



11 関係法令に係る監督行政機関からの指導等の状況及び対応状況

関係法令に係る監督行政機関からの指導等があった場合は、業務の改善に取り組みます。

関係法令に係る監督行政機関からの指導等の状況	対応状況
特になし	特になし

12 委託、工事請負の発注予定

委託、工事請負の発注にあたっては、一般競争入札により受注機会の均等、経済的・効率的な予算執行に努めるとともに、県内業者等の健全な育成も考慮し、適正な競争性の確保に取り組んでいきます。なお暴力団及び暴力団と密接な関係を有する者等については排除します。

(1) 発注予定

次期指定管理期間に予定する委託業務は下記のとおりとし、5年分の管理を西部地区施設でまとめて委託する等を検討し、コストの削減を目指します。

また、その他にも県内事業者への発注機会の増大や県産品の利用促進を図りながら、契約見直しを行うことで、コストの削減に努めます。

単位 (千円)

種別	内容	期間	金額 【概算5年分】	発注先	選定方法	県外事業者へ発注する理由
清掃	清掃業務	令和6年4月1日～ 令和10年3月31日	25,600	県内	指名競争入札	
機械設備	機械設備等 保守点検業務	令和6年4月1日～ 令和10年3月31日	43,665	県内	指名競争入札	
消防設備	消防設備保守 点検業務	令和6年4月1日～ 令和10年3月31日	8,254	県内	指名競争入札	
警備	警備業務	令和6年4月1日～ 令和10年3月31日	990	県内	指名競争入札	
エレベーター保守	エレベーター 保守業務	令和6年4月1日～ 令和10年3月31日	775	県外	随意契約	メーカーとの特約店契約があり営業区域が鳥取県の契約権限が支社(広島市)
自家用電気工作物	自家用電気工作物 保安管理業務	令和6年4月1日～ 令和10年3月31日	2,218	県内	指名競争入札	
自動扉	自動扉保守 点検業務	令和6年4月1日～ 令和10年3月31日	1,128	県内	指名競争入札	
不燃物 可燃物	不燃物・可燃物 回収業務	令和6年4月1日～ 令和10年3月31日	472	県内		

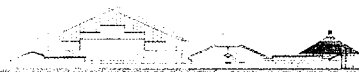
(2) 障がい者就労施設及びシルバー人材センター等への委託の発注予定

障害者優先調達推進法の趣旨に則り、障がい者就労施設及びシルバー人材センター等からの物品購入や発注に努め、年間5万円以上の物品調達を行います。

なお、発注先は原則として県内の事業者への発注に努めます。

単位 (千円)

種別	内容	期間	金額 【概算5年分】	発注先	選定方法	県外事業者へ発注する理由
物品購入	印刷製本業務	令和6年4月1日～ 令和10年3月31日	250	県内	随意契約	



13 法人等の社会的責任の遂行状況

当協会は、社会に貢献することを団体の理念に掲げ、地域に密着した貢献活動を行っていきます。具体的な内容については、①社会的貢献②経済的貢献③環境的貢献の3本柱を掲げ貢献活動に取り組んでいきます。

(1) 障がい者雇用

ア 常用労働者数 43.5 人以上の事業者であり、

法定雇用率を達成している。(令和5年6月1日現在で管轄公共職業安定所に提出した「障害者雇用状況報告書」の写し添付)

法定雇用率を達成していない。

令和5年3月31日までは法定雇用率を達成していたが、対象者が本人都合により急遽退職したため、募集を行ったが雇用に至らず、令和5年6月1日現在では法定雇用率を達成できなかった(-0.5人)。

現在、トライアル雇用を予定しているものがあり、順調にいけば正式雇用となる見込み。

(2) 男女共同参画の推進

男女共同参画推進企業：鳥取県男女共同参画推進企業認定要綱（平成16年2月9日男女第250号）により認定された事業所

鳥取県男女共同参画推進企業に認定されている。(認定書の写し添付)

男女共同参画推進企業の認定手続き中であり、指定管理期間開始までに認定登録見込みである。

男女共同参画推進企業に認定されていない。

その他の国又は地方公共団体の男女共同参画に関する類似制度の認定等を受けている。

(認定証等の写しを添付すること)



鳥取県男女共同参画
推進企業認定証

●現認定証の認定日

企業の名称 公益財団法人鳥取県スポーツ協会

認定番号 180号

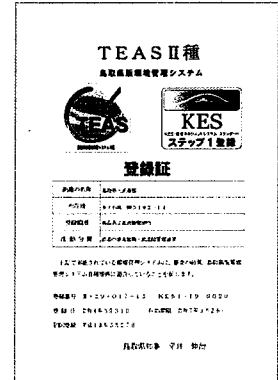
認定日 平成27年3月26日

発効日 令和5年7月21日

(3) ISO14001・鳥取県版環境管理システム審査登録制度 (TEAS) I 種 又は II 種規格認証等

ISO14001 又は TEAS I 種規格または II 種規格に基づく環境管理システムについて

- 認証登録されている。(登録証の写し添付)
- ISO14001・鳥取県版環境管理システム審査登録制度 (TEAS) I 種又は II 種規格の認証手続き中であり、指定管理期間開始までに認証登録見込みである。(認証手続き中であることを証する書類を添付すること)
- 認証登録されていない。
- その他の環境配慮に関する類似規格の認証登録等を受けている。(登録証等の写しを添付すること)



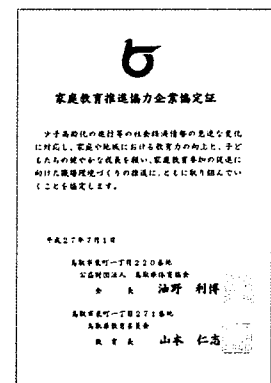
TEAS II 種登録証

●現登録証の登録日

組織の名称 鳥取県立武道館
 登録番号 II・39・017-13 KES1-19-0020
 登録日 令和4年3月31日
 (初回登録日 平成18年3月27日)
 有効期限 令和7年3月26日

(4) 家庭教育推進協力企業として協定を締結しているか

- 企業認定されている (協定証の写し添付)
- 企業認定されていない



家庭教育推進協力企業
協定証

●現協定証の記載日

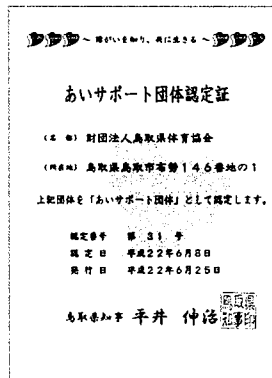
認定証記載日 平成27年7月1日

(5) あいサポート運動に係る取り組み

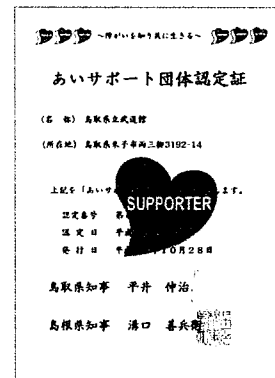
あいサポート企業等：あいサポート運動実施要綱 (平成 23 年 4 月 1 日第 201100000830 号) により認定された企業又は団体。



- あいサポート企業等に認定されている。(認定証の写し添付)
- あいサポート企業等の認定手続き中であり、指定管理期間開始までに認証登録見込みである。(認証手続き中であることを証する書類を添付すること)
- あいサポート企業等に認定されていない。
- その他の地方公共団体の障がい者支援に係る類似制度の認定等を受けている。(認定証等の写しを添付すること)



あいサポート団体認定証
(当協会)



あいサポート団体認定証
(当館)

●現認定証の認定日

名称 財団法人鳥取県体育協会
(平成22年当時)

認定番号 第31号

認定日 平成22年6月8日

発行日 平成22年6月25日

●現認定証の認定日

名称 鳥取県立武道館

認定番号 第475号

認定日 平成28年9月6日

発行日 平成28年10月28日

(6) その他の認定等

当協会のその他の社会的責任遂行の取り組みとして、鳥取県等への協力や支援を行うことで下記の認定を受けています。

① キャリア教育推進協力企業認定証

高等学校におけるキャリア教育の充実に向けて、「鳥取県キャリア教育推進協力企業」として、鳥取県教育委員会と協定を結び、各県立高等学校の取り組みを支援することで鳥取県のキャリア教育の一層の推進を図っています。(認定証の写し添付)

② とっとり子育て隊認定証

子どもを安心して産み育てられる社会を実現し、子どもたちが夢と希望を持って健やかに成長できるよう、地域みんなで子育てを支えあう「とっとり子育て隊」として登録し、子育て家

庭にやさしい職場環境の整備をすることで子育て中の人を応援します。(認定証の写し添付)

③ 「社員の健康づくり宣言」事業所認定証

職員が心身ともに元気に働けることにより、リスクマネジメント、業務効率の向上、モチベーション向上等を図ることにより、県民のみなさまによりよいサービス提供ができるようにしていきます。(認定証の写し添付)

④ 鳥取県がん検診推進パートナー企業認定

がんによる死亡率の減少を図るため、がん検診受診率の向上によるがんの早期発見の推進に向け、職場における受診の呼びかけ、検診対象者・受診者の把握、就業時間内の検診の実施等を行うことで、職員のがん検診受診を積極的に推進しています。(認定証の写し添付)

⑤ とっとりSDGs パートナー登録

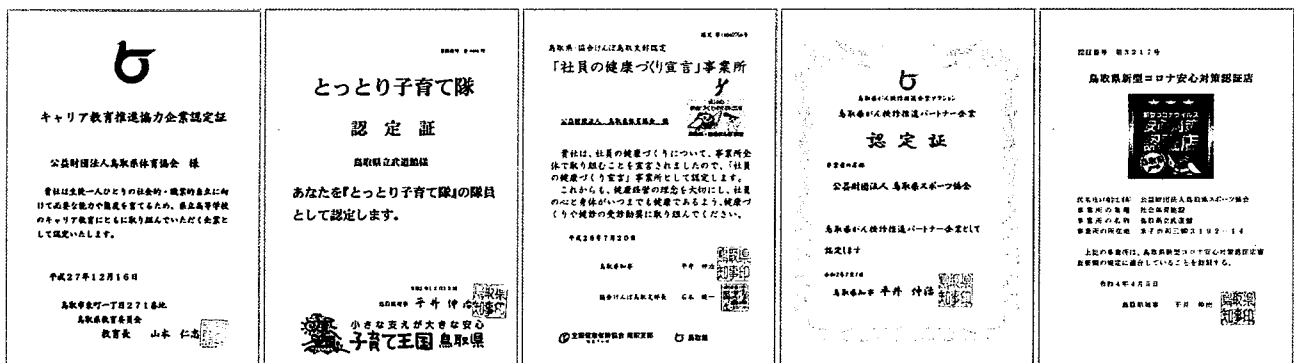
SDGs を鳥取県とともに推進し、SDGs のゴール達成に役立てることを目的としています。SDGs の認知度向上と取組の「見える化」を進め、当協会の活動を知るきっかけとしていただきたいと考えています(詳細は 11 ページ～12 ページに記載)。(登録証の写し添付)

⑥ 鳥取県新型コロナ安心対策認証店及び感染対策宣言店への登録

令和5年5月8日以降、新型コロナの感染症法上の位置づけが5類に移行されたことに伴い、これまでの認証店及び協賛店制度に代わる「感染対策宣言店」制度に新たに登録し、基本的な感染対策を行うことを自ら宣言・掲示することにより、感染対策を行う店舗であることをお客さまに情報提供しています。(登録証の写し添付)

⑦ インボイス制度への対応

令和5年10月からインボイス制度が開始されます。この新制度に対応し、請求書・領収書等インボイス制度に対応した書式のものを作成します。



キャリア教育推進協力企業認定証

とっとり子育て隊認定証

「社員の健康づくり宣言」事業所認定証

鳥取県がん検診推進パートナー企業認定証

鳥取県新型コロナ安心対策認証店

